

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

——（濱田縣） 聴訟課『自明治四辛未年至明治八年

訴訟審判録』（民第壹号）を中心として（二・完）——

——松江始審裁判所濱田支廳『明治九年 訴訟審判録 完』（民第貳號）

を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

目次

一 聴訟課『自明治四辛未年至明治八年 訴訟審判録』（民第壹号）（一）

（第三六卷一号）

一 『訴訟審判録』の読下し（二七）～（三三）・完

二 注の部

三 収録事件表

二 聴訟課『自明治四辛未年至明治八年 訴訟審判録』（民第壹号）（二）

一 『訴訟審判録』の読下し（一一）～（一一）・完

完

二 表紙写真 一葉

三 注の部

四 明治初年代の浜田県と民事裁判

加藤 高

附 石見国略図

一 二 聴訟課『自明治四辛未年 至明治八年 訴訟審判録』(民第壹号)(一・完)

一 『訴訟審判録』の読下し(一七)〜(二二)・完

〔五五A〕

〔一七〕切畠山并畠開作地等引渡請求

印*

*「信」の角朱印、「積」「土駿」

「頼軌」「久保」「眞幸」「闊」

「澄川」の計八個の押印がある

原告 那賀郡淺利村 農

K K 辰三郎 代言人

三浦 金十郎

被告 同村戸長

S D 基次郎

同上 同村邇摩大組 総代

S S K 初十郎

〔五五B〕

同上 同村邇摩村辻地 世話掛

M W 五兵衛

其方共訴訟遂吟味処原告ニ

於テハ居村字切畠山并畠開作

地共寶曆四戌年* K K 弥五郎ヨリ

制銀三拾壹匁五分八厘切畠役引

渡云々ト記載アル帳簿ヲ以讓受

爾後小作人ヨリ所持変等収入シ已ニ

〔五六A〕

昨戌年迄数十年來地租相納ル

上ハ所有地タルコト明瞭ニ之アル旨申

之被告ニ於テハ右山段前十三町

五段九畝式拾歩文化十四丑年* 名寄帖

ニ浦持ト記載之アリ今ヲ距ル五十

二三年前右ノ内式町壹段九畝

七歩居村S S K 来助 I N 兼平

其他三十壹名已ニ死亡或ハ現今

〔五六B〕

存生ノ者共開作天保五午年* 村受

高入安政五午年* 名寄帳ニモ辰三

郎現今持高四斗壹升壹合ノミ

同人父吉郎兵衛ノ押印アツテ右

山ハ浦持畠地ハ村持ト之アリ且年々

* 西曆一七五四年

* 西曆一八一七年

* 西曆一八三四年

* 西曆一八五八年

小作銀并山役受取証モ小作ノ名

目ヲ以相渡ス右五箇ノ証書ニ依テ

村浦公有地タルコト判然然（ルニ）先年已来

〔五七A〕

原告方へ小作料取立タル儀ハ其取

立方ヲ村方ヨリ委托セシ迄ノコトニ

之アル旨申候ハハ右双方申立ノ内原告

ニ於テ宝曆四戌年^{*}讓受タルトノ申

立ハ其証書記名ノ庄屋甚三郎

頭百姓嘉左衛門友七源兵衛等ノ

印章村役場所藏宝曆三年^{*}同五年^{*}ノ帳簿ニ照ス

ニ一ツノ符合スル者之ナク且帳簿

〔五七B〕

上只切畠役トノミアツテ土地ノ小字段

別等記載之ナク殊ニ村方帳簿ニ対

照スル者ナキノミナラス却テ文化十四

丑年^{*}名寄帳ニハ浦持ト之アリ尚安

政五午年^{*}名寄帳ニハ辰三郎現今持

高四斗壺升壺合ノミ同人父吉郎兵衛

ノ押印アツテ右山ハ浦持畠地ハ村持

ト明記之アリ 剩^{あまつさ}へ年々小作銀并

* 西曆一八一七年
* 西曆一八五八年

* 西曆一七五三年
** 西曆一七五五年

* 西曆一七五四年

〔五八A〕

山役受取証書小作ノ稱謂ヲ以領

収致シ来ル已上ハ旁以原告申立

難相立被告申立ル通り村浦公有

地^{*}ニ相違之ナク其餘各自申立

ル趣ハ証憑之ナキニ依リ採用セス

但 訴訟入費ハ規則之通原告人

ヨリ償却スヘシ印^{*}

右申渡畢

〔五八B〕

明治八年九月二十八日

五等判事 佐藤 信寛

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣 小属 久保 庸臣

濱田縣十五等出仕 石田 速夫

〔五九A〕

〔一八〕耕地損害償金請求

印^{*}

* 「積」「土駿」「田坂」の丸朱印
と「石田速夫」の角朱印

* (注10) 四一七頁を参照

* 「石田速夫」の角朱印

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

九三四（四三〇）

△資 料▽

修道法學 三六卷 二號

九三三(四二九)

原告 鹿足郡石ヶ谷村農

H N 源十郎

同上 同村農

G T 繁石衛門

被告 同郡畑ヶ迫村農

H 敬一郎

同上 同村農 I G 虎治

〔五九B〕

代言人

佐伯 賀三

其方共訴訟之趣原告ニ於テ請

求スル所ノ耕地損害償金一件遂

審問処左之通

第一条 該訴審問ニ付双方ノ

証憑及ヒ口述ノ緊要ナリト

認メル箇条左ノ如シ

〔六〇A〕

第二条 原告ニ於テ被告今ヲ距

ル二十年前初テ石ヶ谷村へ来リ

新タニ坑業開発セシト云ヒ被告

ニ於テハ今ヨリ九十五年前乃チ

天明五巳年*十月旧幕府大森

* 西曆一七八五年

代官所へ指出タル銅山境内繪

図面写之レアリ其図中ニ顯ス所

石ヶ谷村ニテ坑業相當タルコト明

〔六〇B〕

瞭ナリト述ヘタリ

第三条 被告所藏スル寛政四子

年*三月石ヶ谷村庄屋茂右エ門

ヨリ銅山用場詰MU此右エ門

へ与ヘタル託書ニ石ヶ谷村々民

銅山境界ヲ躰へ山林開拓椿

子栽植セシヲ指止タルコト是又

明瞭ナリト述タリ

〔六一A〕

第四条 原告ニ於テ被告坑中

ヨリ掘出ス土礫ノ類洪雨ノ時

々耕水路ヲ填メ其余波耕地ヲ

損害スルト云ヒ或ハ坑中ヨリ流

出ノ悪水ヲ常ニ耕地ニ澆キ植物

成立ニ害アリテ類外ニ耕耘ノ勞

力ヲ費スヲ以其償トシテ銅山純益

金一ヶ年三千円ト見做シ其百

〔六一B〕

* 西曆一七九二年

分一二当ル三拾円申請度ト

云ヒ被告ニ於テハ其流水ハ魚

虫生活シ村民之レヲ飲料ニ

用フルニ扱テ考フル時ハ稲作ニ害

アル者トハ云ヒ難ク又近來土礫

ノ為メニ耕地ヲ損害セシコト之レ

ナキト述ヘタリ

第五條 被告ニ於テ公働ヲ以テ地

〔六一A〕

所買上ヲ論スレトモ其議ニ応セス

唯償金ノミヲ請求シタリ

第六條 前條之通ニ之レアル間原

告ニ於テ被告ヘ對シ耕地損

害ノ償金ヲ請求スル條理之

レナク然ル上ハ被告ノ借区ヲ

原告ヘ願受ケ度トノ申分モ

採り用ヒス

〔六一B〕

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告

ヨリ償却スヘシ

右申渡畢 印*

印* 明治八年十月廿八日

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

六等判事 渡邊 積

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣 少属 久保 庸臣

濱田縣 少属 田坂 退蔵

〔六三A〕

〔一九〕戸主名義刪除、新戸主たる地位確認請求

*「久保」「田坂」の丸朱印

と「石田速夫」の角朱印

明治八年第二百四十四号**

原告 石見国安濃郡***第三大区

小九区波根西村□□□番舍

HN 三郎一 養母

HN 登志

同上親類 同郡第三大区小八

区大田村□□□番舍 MW

泰七郎 外四人 隣保□□□

〔六三B〕

□番舍 OD 久次郎 外四人

代言人

九三二（四二八）

〔資 料〕

岡 芳太郎

被告 同郡第三大区小九区

波根西村□□□番舎

H N 三郎一

H N 登志外親族共ヨリ養子同苗

戸主三郎一へ係り同人戸主ノ名義

〔六四 A〕

ヲ刪り更ニ登志ヲ戸主ニ相立度訴

訟遂吟味所左之通

原告共訴フル趣意ハ被告三郎一

儀若年ノ時ヨリ放蕩游惰且金

錢ヲ濫用致シ亡養父伊助ノ意ニ

適ハス一旦放逐致セシ所其後伊

助儀他国ニ於テ死去致シタル旨計

ケ越シ候時親族協議ノ上一応

〔六四 B〕

葬儀ニ立会ハセ一先相続人ニ相定

候処其後モ依然トシテ悔悟ノ景状

之ナク終ニ婦人ヲ引連レ他国へ逃走

シ所詮一家ヲ繼統セシムヘキ目途

無之ニ付親類組内協議ノ上戸長

役場へ願出戸主名前ヲ登志ニ相

修道法学 三六卷 二号

九三一(四二七)

改候処其後三郎一儀一応ノ相談

ニモ及ハス突然帰宅致シ当家ハ三

〔六五 A〕

郎一ノ所有ナト申立養母へ対シ

踏ミ着ケタル所為ニハ候得共先ツ其

俣差置キタル処^{いひよ}弥以遊惰放蕩曾

テ家事ヲ顧ミサルノミナラス親子ノ

情誼ニ悖リタル所行拳テ数へ難ク

親類俱ニ痛心罷在候内三郎一儀本

年六月戸主名前回復ノ儀歎

願致シ双方吟味ノ上理解ニ

〔六五 B〕

依テ三郎一ヲ戸主ニ渡シ尤追テ改心

ノ見認メ相立候迄ハ財産ハ親族共

ニ於テ後見取締候積約定致シ

置候処一向親族ノ異見ニ従ハス

財産ハ戸主ノ自由ナト申張り再ヒ

親族ヲ相手取違約ノ段訴訟致シ

其節モ仍ホ双方へ理解ヲ蒙

リ親類隣保相談ノ上財産十分

〔六六 A〕

ノ三ヲ登志へ分与シ別宅致サセ

ヘク旨申談候得共三郎一ニ於テ承
諾致サス右集會ニ付テハ登志弟石田
勘三郎事七里余ノ道ヲ涉リ相

越一泊致セシ所翌朝ニ至リ三郎一

儀勘三郎ヘ対シ当家ハ三郎一戸主

ニ之レアル上ハ用事無之ハ速ニ帰

村致スヘク左ナクテハ活計たつきモ相立タ

〔六六B〕

スナト高彈ニ申聞右ハ全ク常ニ

登志ヲ輕侮致シ居ルヨリスノ如

キ不人情ノ仕向ケ登志ニ於テモ甚

心外ノ至リニ之アリ右等ノ次第二就

テハ三郎一厘々ニ応シ些少ノ財産

ヲ引渡スニ於テハ忽チ一家離散滅

亡ニ立至ルハ必然ノ事ニテ登志老

後女子ヲ引連難洪ニ陥ルヘクかたわら旁以

〔六七A〕

差置キ難キ場合ニ付親類隣家

合議ノ上追テ三郎一心体相改メ候迄

戸主ノ名義ヲ刪リ登志ヲ戸主

ニ相立度尤親族ノ内HN信三郎

儀ハ三郎一ニ荷担シ合議ニ及ヒ難

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

クニ付差除キタル旨ヲ陳言セリ
被告答フル旨意ハ若年ノ時養父

伊助ノ意ニ適ハス十七歳ノ時商法上

〔六七B〕

ニテ損耗致シ其他金錢ヲ濫用セ

シヲ以商法見慣且教戒ノ為OD

久次郎方ヘ召仕ハレ居候中翌年

養父事他国ニ於テ死去致シタルニ

ヨリ罷歸リ家督相続致シ候得共

其俣久次郎方ニ召仕ハレ罷在候中

登志ヘモ相談ヲ遂ケス親族HN

信三郎ヘノミ申置婦人引連商法

〔六八A〕

ノ為大坂ヘ罷越シ候所病氣相煩ラヒ

資本乏シク相成滞留致シ難ク大田

村迄立歸リ登志久次郎ヘ託入

候得共許容致シ呉レス其後登志

及ヒ親族共相談ノ上別宅借受住

居致サセ資本金モ少々分配致シ

具候得共活計モ十分ニ相立タス苦

心罷在候折柄家主ヨリ明ケ渡スヘ

〔六八B〕

九三〇（四二六）

ク旨申聞ルニ付前以登志へ申通
シ置本家へ罷歸リ候所登志儀

兎角隔意ヲ抱キ睦マシカラス殊ニ
是ヨリ先キ登志并親族共申合戸

長役場へ申出三郎一戸主ノ名義
ヲ刪リ候趣承リ候ニ付本年六月

歎願ニ及ヒ登志呼出理解ニ依リ戸
主ノ名義三郎一二相改メ候得共財産

〔六九A〕

ハ親類後見ノ積ニテ三郎一引渡スヘキ
約定ノ処彼是差纏引渡サ、ルニ付

再ヒ其段訴訟ニ及ヒ仍ホ双方ヘ理
解ヲ蒙リ婦村ノ上親類隣家相談

ノ上財産十分ノ三ヲ以登志へ分与
シ別宅致サスヘク旨申聞候得共

素ヨリ些少ノ財産ニテ斯克分配
致シテハ活計相立難ク故三郎一

〔六九B〕

并親族ノ内HN信三郎ニ於テハ不
同意ノ旨相答置候旨右一条集會

ニ付テハ登志弟ID勘三郎事相越
已ニ用事相済候上滞留致スニ付

同人へ対シ三郎一戸主タル上ハ

活計方ニモ関係候ニ付早々婦村致
スヘクト申聞候元來三郎一戸主

ノ名義ノミニテ財産ヲ引渡サス
〔七〇A〕

ノ如キ次第故未タ孝養ヲ尽スヘキ
場合ニ至ラス尚又今般登志外親

族共ヨリ戸主名前切換ノ儀訴訟
ニ及ヒ候得共未タ戸主ノ名義ヲ刪

去セラレ候程ノ不所業相働キ候
覚曾テ之ナキ旨ヲ陳言セリ

右原被告陳述スル所其間理由吻
合セサルノ事ナキニアラスト雖モ到

〔七〇B〕

底被告三郎一儀若年ヨリ游惰放
蕩金錢ヲ浪費シ養父伊助ノ意

ニ適ハス数年他人ノ家ニ寄住シ就
中本年六月出訴ノ末戸主ノ名義

ヲ復シタル後已ニ数月ヲ経ルモ未タ
家事ヲ管理シタルノ証蹟ヲ視サルハ

昭々タル儀ニ之アリ殊ニ此父勘三郎
ニ悪言シ且未タ養母へ対シ孝養

〔七一A〕

ヲ尽スヘキ場合ニ至ラストハ自ラ白
スル所ニシテ子タルノ道ニ戻ルノ甚シ
キト謂フヘシ養母及親族等一家
ノ亡滅スルヲ憂ヒ戸主ノ名義ヲ刪
除センコトヲ請求スルモ情実ニ於テ
止ムヲ得サルノ次第ニ之アリ因テ原告
一同申立ル如ク三郎一儀追テ改心
ノ見認メ相立候迄一ト先ツ戸主

〔七一B〕

タルノ名義ヲ刪去シ一応嫡位ニ定
置更ニ登志ヲ戸主ニ相立ツヘキ
事
但 訴訟入費償却ノ儀ハ一家親
属ノ訴訟ニ付規則ニ準拠スルノ
限ニアラス

右申渡畢

印* 明治八年十一月五日

〔七二A〕

五等判事 佐藤 信寛 代理
濱田縣 大属 高嶋 士駿
濱田縣 少属 久保 庸臣

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

濱田縣十五等出仕 石田 速夫

〔七二B〕

〔二〇〕 悪水溝差纏ノ訴

明治八年二百二十

九号**

印* * 「久保」「田坂」の丸朱印
と「石田速夫」の角朱印

** 朱書き

原告 石見国那賀郡

第一大区小七区門田村

□□□番舍 農

T 銀助

同上証人 同村□□□番舍

農 Y S 専臧代 兼 同村□□□番

舍 農

T D 清左衛門

〔七三A〕

被告 同村□□□番舍 農

K T 彌太郎

同上証人 同郡第一大区

小七区稻代村□□□番舍

九二八（四二四）

農 Y A 豊次 代人

S T 幸右衛門

原告 T 銀助ヨリ K T 弥太郎へ
係ル悪水溝差縄ノ訴訟遂吟味

〔七三B〕

処左之通

原告訴フル趣意ハ降雨之時自

己ノ宅地ヨリ流レ出ル悪水ハ旧来

被告 K T 弥太郎所有スル字中屋

前田ト其東北側道トノ間ヲ通シ

候ヲ昨明治七年五月中弥太郎儀

旧溝ヲ堰キ止メ更ニ字中屋背戸*

島ノ上ヲ南ヘ向ケ新溝ヲ鑿チ右

〔七四A〕

森ヶ澤ノ溪流ヘ注キ候故洪水

之節ハ水勢之方為ニ相加リ其流末ニ

在ル自己ノ耕地ヲ衝突シ損害ヲ

受ル少ナカラスニ付右溝筋ヲ旧

規ニ復スヘキ裁判ヲ請求シタリ

原告証人 Y S 専藏ハ凡三十ヶ年

前三四年間中屋前田ヲ小作セシニ

其時溝手ノ位置ハ原告申立ル通

* 背戸は、裏の入口

〔七四B〕
相違ナキ旨ヲ証明シタリ

又原告証人 T D 清左衛門ハ曾テ被告
弥太郎養父弥吉郎ノ養子タリシトキ
凡廿年前三四年間モ中屋前田ヲ
手作セシニ其節ハ溝筋ノ位置原

告申立ル通相違ナキ旨ヲ証明シ
タリ

被告答フル趣意ハ即今現在スル

〔七五A〕

字中屋背戸畑ノ上ヲ南ヘ向ケ通り

タル悪水溝ハ旧来ノ水道ニテ新タニ

掘リ鑿チタル者ニハ無之旨ヲ陳述

シタリ

被告証人 Y A 豊次ハ凡四十ヶ年

前ノ持主ナリシカ其節ハ溝筋ノ位

置被告申立候通相違ナキ旨ヲ証

明シタリ

〔七五B〕

右原告被告及ヒ其証人等ノ陳述

スル所ト実地ノ踏勘上下ニ依テ審

按スルニ原被告申立ル所ハ俱ニ旨意

反対シテ採用シ難キニ付更ニ証人等ノ申立ル所ニ就テ考按スルニ專藏豊次等ノ証明スル所ハ今ヲ距ルコト三四十年前以前ノ景状ニシテ其後チニ至リ溝筋ノ位置ヲ變換セシコト無キモ

〔七六A〕

保シ難キニヨリ之ヲ採用セス依テ現在被告弥太郎養父弥吉郎所

有セシ后自作シタル清左衛門ノ証言ヲ以確實ナル者ト断定シ仍ホ実

地ヲ踏勘スルニ原告申立ル溝筋ハ其地勢漸ク低下シテ水流ヲ順

導セシ者ニ有之被告申立ル溝筋ハ故サラニ水流ノ順路ヲ塞キ横折シテ

〔七六B〕

高隆ノ地ヲ鑿通シタル者ニテ旧來ノ溝筋トモ見做シ難ク旁以原告

申立ル如ク字中屋背戸畑上ノ溝ヲ塞キ字中屋前田ト其東北側道ニ

溝ヲ鑿テ悪水ヲ疏通候様可取計事

但 訴訟入費ハ規則之通被告

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

ヨリ償却スヘシ

〔七七A〕

原被告証人

右之通申渡シタル間此旨存スヘシ

明治八年十一月七日

濱田縣五等判事 佐藤信寬

代理

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣 少属 久保 庸臣

濱田縣十五等出仕 石田 速夫

〔七七B〕

〔二一〕 田地名前切替請求ノ訴

明治八年 第三

二百六拾五号*

印***

石見国那賀郡第一大区

*「土駿」「田坂」の

丸朱印と「石田速

夫」「精」の角朱印

***「信」の角朱印

関藏 代言人

九二六（四二二）

原告 田村 又七

同上 小三區長見村

□□番舎 平民 農

〔七八A〕

K S ニワ 代言人

被告 古井 八太郎

其方共訴訟遂吟味処

原告申立ル趣ハ拾ヶ年前井野村へ

出稼中父善助長見村辻持田地六石

壹斗五升式合六勺ノ高買受証書ヲ

讓受タル所其後明治二巳年*善

助死去ニ付一旦帰宅致シ右田

〔七八B〕

地ハ從來預来リシ俣K S 栄治へ

托シ置自分ハ直様井野村へ引取

稼在シカ所存モ有之本年八月

中帰宅右田地之始末被告妹

ニワへ尋問スレハ家名相続ハ勿論

田地モ自分名前前ニ切替所有致ス

ニ付原告へ関係ナキ旨申答タリ

然ルニ原告ハ家計ノ為一時出

〔七九A〕

* 西曆一八六九年

稼致シタル訳ニテ分籍致シタル

事之ナク且被告ヲ亡父ノ相続

人ニ立シコトハ一円存シ申サス全ク

嫡長ノ原告ニテ相続スヘキハ勿論

右田地モ買受証書ヲ以直ニ亡父ヨリ

讓受所持致スニ付被告ノ自

由ニ相成ヘキ筋之ナキ旨申

述タリ

〔七九B〕

被告答フル趣ハ原告申立ル

田地ノ義ハ父善助存生中ニ買受

ニ拾ヶ年前ヨリK S 栄治へ預ケ

置タリシ処善助死去後家事

相続致シタルニ付癸酉年地租

改正之砌被告名前前ニ切替該

地取返シ諸役相勤メ所有候

在シニ不図原告隠藏所有地ノ

〔八〇A〕

旨出訴ニ及ハレタリ然ルニ原

告ハ拾ヶ年前我俣ニ居村ヲ立

去リ父死亡之節モ一旦ハ立帰リ

タレトモ跡方家事向措テ顧ミス

* 明治六(一八七三)年

遂ニ明治四年*井野村へ分籍セシ

ニ付本家相続之所存ナキハ勿論

其田地買受証書ハ父存生中

村社へ寄附地切分ケ之タメ

〔八〇B〕

前頭KS榮治へ委託致シ置

タル内同人ノ計策ニテ近頃

原告へ受取タル事ニテ亡父ヨリ

讓受タリトハ全ク詐言ニ有

之旨申述タリ

依テ裁決スル左ノ如シ

原告ニ於テハ田地買受証書

所持スルヲ以テ所有ノ權利

〔八一A〕

アリト申立ルト雖トモ亡父善

助ヨリ讓受タル確証ト自ラ

其地ヲ管理シタル証跡ナキニ

付該証書ヲ以テ之ヲ請求ス

ルノ謂ナシ殊ニ明治四年*井

野村へ分籍シタルコト戸籍

上判然タル上ハ嫡長ニ在ナカ

ラ亡父ノ跡方モ顧ミス自ラ

* 西曆一八七二年

〔八一B〕

其本分ヲ抛棄シタル者ナ

リ*

〔二行空き〕

立難シ」の文字の上に付箋を貼つて抹消し、前後に「精」の角朱印が捺してある。

依テ該田地ハ亡父ノ

跡方ヲ相続シ現在其地ヲ

管理セル被告ニワノ所有

タルヘキ事

但 訴訟入費ハ規則之通

原告ヨリ償却スヘシ 印*

〔八一A〕

〔二行空き〕 ** 二行にわたり「右之通申渡ス条其旨可相心得事」の文字の上に付箋を貼つて抹消し、前後に「精」の角朱印が捺してある。

明治八年十二月十八日

濱田縣五等判事 佐藤 信寛

濱田縣 大 属 高島 士駿

濱田縣 少 属 田坂 退藏

濱田縣十五等出仕 井川 精一

西曆一八七二年

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

九二四 (四二〇)

〔八二B〕

【二二】 鑪鍛冶屋引渡及払渡金返還請求ノ訴

印* * 「信」の角朱印と同行の下部に「頼軌」「久保」

「眞幸」「田坂」の丸朱印と「精」の角朱印

原告 石見国那賀郡第一大区

小十五区田野村□□□□番

舎農 KI 梅太郎 代言人

三浦 金十郎

被告 同国同郡第一大区小五

区井野村□□□□番舎農

MU 清三郎 代言人

〔八三A〕

吉田 好太郎

其方共訴訟遂審理所

原告ニ於テハ慶応元元年*十月被告所

持長見村柳ヶ谷 鑪^{たたら}*鍛冶屋一式代金

五百五十円ヲ以買受価額定書取之同

年十二月金三百円相渡場所受取候所

翌寅年*四月被告ノ需求ニ応シ売

戻スヘクト決心致シ即チ双方立会

〔八三B〕

勘定ノ上前件入金三百円共合金八百

十二円余可受取処五百六拾四円余

被告ヘ可渡分引去り残金貳百四拾

八円全ク可受取所ヘ対シ取置タル鍔^{つば}*

百束鍔^{かむ}*二駄ノ預リ手形ヲ以賣テ当五

月出訴及ヒタル所其手形真正ノモノニアラ

サル旨ヲ以テ被告之レヲ肯セス無余儀手

形勘定書類共反古ニ決シタル上ハ最前

〔八四A〕

買受ノ結約ニ溯リ所有ノ權ハ再ヒ原

告ヘ復シタル故鑪鍛冶屋及寅年

四月已来ノ場床金受取乎又ハ入金三百

円ヘ相当ノ利子ヲ加ヘ受取度旨申述タ

リ

被告ニ於テハ原告申述ル通鑪鍛冶屋

代金五百五拾円ヲ以売渡即チ入金三

百円受取一応場所引渡タル所翌寅年

〔八四B〕

五月ニ至リ資金調達致シ難キ故右三百

円ヲ以稼中負債及約定違変等ヘ充

テ場所ハ其俣差返シ度旨頼ミ來ル

ニ付該場税金上納向等未タ名前切換之

ナキ上ハ必竟其責免カレ難ク相考濱田

* (注12)
* (注13)

町OZ屋半次郎受取書ノ通五百六円
余償却致シ爾後殆十年間余障碍ナ
ク稼来リ殊ニ当五月原告出訴ノ節モ

〔八五A〕

入金三百円相加ヘ之アル勘定書反古タルヘ
キ旨済口証文ニ記載シタル上ハ旁以最新
売渡定約消滅セシコト判然ニ之アリ因テ
精算ノ上双方差引殘金四拾貳円八
拾壹錢四厘ヲ受取度旨申述タリ

右双方申述ル条件大約此ノ如シ依テ
判決スルコト如左

第一条

〔八五B〕

原告ニ於テ嘗テ買受タル契約書ヲ以鑪
鍛冶屋所有ノ権理アリト云フト雖トモ既
ニ本年五月訴フル要旨ハ去ル寅年四
月被告ノ需求ニ応シ該場売戻シノ
未殘金二百四拾八円可受取所ヘ対シ鑪
銃預リ証書取り置タル由ヲ以鑪銃^{*}引
渡ヲ要求スルニ之アリ然ル上ハ証書ハ返還
セスト雖トモ其売戻タルコトハ自ラ明言ス
〔八六A〕

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

*（注14）

ル所ニシテ已ニ殆十年間尚被告ノ管理
スルモ之レヲ求責スルコトヲ得ス単ニ鑪銃
引渡ヲ要求シ且前訴ニ於テ被告ヨリ
右鑪銃証書ヲ真正物ト承認セサル場合

ニ於テハ直チニ該訴ノ根元ニ立帰リ鑪
鍛冶屋引戻ノ請求ヲ為サ、ルヲ得サル
ノ勢ヒニ之アルヲ其儀之ナクシテ空シク
解訟ニ及ヒタルハ該場所有ノ権利ハ已ニ
〔八六B〕

原告ノ手ニ在ラサルノ証徴ニ之アリ因テ
最前売渡契約書ノ存在スルト雖トモ其
契約ノ消滅セシハ事実上明瞭ニ之アリ
抑鑪銃預リ手形真正ノモノニアラサル旨
ヲ以被告之レヲ肯セサルニ因リ故ラ消滅
セシ契約書所持スルヲ以所有ノ権理^ヲ
アリトノ申立ハ全ク前後反覆ノ求ニ
シテ素ヨリ其権理ヲ保有スル条理
〔八七A〕

之ナキ事

第二条

双方請求スル受引勘定ハ壬申第三
百十七号*癸酉第三百六十二号布告**

*（二）（注7）を参照

九三二（四一八）

二抛り准理及ハス其余各自申立ル
趣ハ証憑ナキヲ以テ採用セス

*(注15)を参照

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告ヨリ

償却スヘシ印*

*「石田速夫」の角朱印

〔八七B〕

明治八年十二月

濱田縣五等判事 佐藤 信寛

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣 少属 久保 庸臣

濱田縣十五等出仕 石田 速夫

【了】

二 注の部

(注10) 「官民有区分」とは、明治初年の地租改正実施過程において、入会

地である山林原野を官有地と民有地とに大別した政策。一八七四年

(明治七)の地所名称区別改正、七六年の地租改正派出所官員心得書な

どにより、多くの入会地の官有地化が強行された。この官林編入政策

は、後に入会利用の制限・否定などが表面化するにおよんで、裁判闘

争など民衆の抵抗をよびおこした。日本史広辞典編集委員会編『日本

史広辞典』山川出版社 一九九七年などによる。

(注11) 「鏝」(たたら) ①足で踏んで踏んで空気を吹き送る大きなふいこ。②砂

鉄・木炭を原料とし、たたらを用いて行う和鉄製錬法。古代以降中国
地方などで行われた。その精錬炉をも鏝と呼ぶ(『広辞苑 第六版』)。
玉鋼と呼ばれる最も純度の高い鉄が得られ、日本刀などの原料として
用いられたことは周知のとおりである。

なお、鏝製鉄の伝統的な技法を伝承するため、現在も年に一回、鏝
による製鉄が行われている。

(注12) 「鏝」の異体字。くろがね。

(注13) 「鏝」の読みは或いは「ひ」か。松村明編『大辞林』(三省堂、初版

(一九八八年)は、「硫化鉍石の製錬の際、比重の差で緩(からみ)

と分離される、いくつかの金属硫化物の溶け合ったもの。マット」

とある。「刃の面積の広いつるぎ」という意味もあるようである(藤

堂明保『学研漢和大字典』学研 昭和六一年)。

(注14) 「銃」(せん、づく)は、俗に鉄の初めて煉りたるもの(簡野道明

『増補 字源』角川書店。銃鉄は、鉄鉍石から直接に製造された鉄。

不純物が多(『広辞苑 第五版』)。

(注15) 『法令全書 明治六年』太政官布告第三百六十二号(十一月五日)

(布) 「出訴期限規則」である。前文は、本布告の経緯と目的を述べ、本

文は五カ条にわたって諸種の権利についての出訴期限を定めている。

ただ、本件は当「布告二抛り准理及ハス」と判示しているので、これ

以上、具体的な内容には触れない。

三 濱田縣『自明治四辛未年 至 八年 訴訟審判録』事件表

| 番号 | 事件番号 (受付日) | 結局・ 年月日 | 事件名 | 担当官・裁判官 | 備考 |
|----|---------------|---------------|--------------------|--|---|
| 1 | | 明治四辛未年 九月 | 黒松村後地村海浜境 論地裁許 | 濱田縣 大森訟獄掛 渡邊 積 | 原告 波積組三二ヶ村 黒松村 被告 後地村 |
| 2 | | 明治四年 | 質入田畑取戻請求 貸金返還請求 | 佐藤 信寛 山縣 眞幸 渡邊 積 | 南原新四郎 日和村役人惣代 右田 佃 |
| 3 | | 明治六年 九月二七日 | 貸米返還請求 | 濱田縣御役所 高島 士駿 渡邊 積 頼軌 | 原告 MN安右衛門 附添 MN 誠一 被告 YM 宝藏 附添 TM 兵八 |
| 4 | | 明治七年 | 木実売買差纏 | 佐藤 信寛 高島 士駿 渡邊 積 山縣 眞幸 頼軌 久保 庸臣(?) | 原告 HM 貞三郎 代書人 TH 良造 被告 TD 益三 代書人 FI 八太郎 代* YT 秀三 代* SB 藤七 * 代人か(?) |
| 5 | | 明治七年 一月一七日 | 諸帳簿引渡請求 | 佐藤 信寛 山縣 眞幸 渡邊 積 不明 | 原告 小前一統 惣代 OD 與七郎 被告 UD 義七郎 UD 亦三郎 |

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

九二〇(四一六)

| | | | | |
|--|---------------------------------------|--|---|---|
| 6 | 7 | 8 | 9 | |
| 明治七年 二月三日 | 明治九年 三月九日 | 明治七年 七月二三日 | 明治七年 八月一八日 | 明治七年 九月一〇日 |
| 丁銀両替差縛 | 家屋敷引渡請求 | 活霊退散祈禱執行 | 訴訟入費償却請求 | 田畠小作米等引渡 |
| 佐藤 信寛 高島 士駿 渡邊 積 山縣 眞幸 久保 庸臣 (?) 不明 | 佐藤 信寛 久保 庸臣 渡邊 積 山縣 眞幸 不明 | 佐藤 信寛 高島 士駿 渡邊 積 山縣 眞幸 | 渡邊 積 高島 士駿 久保 庸臣 | 原告 IM 又十郎 代書人 大屋 助一 被告 MT 千代松 代書人 古井 八太郎 |
| 原告 MN 金四郎 被告 TH 宗四郎 KN 國三郎 IM 勘三郎 | 原告 MS 能壽 被告 UN 利助 | 原告 MW 莊九郎 被告 TH 八雲 原告 FI 大五郎 被告 IH 源三郎 OZ 喜三太 YN 籐三郎 WR 淳二郎 TN 昇六 TD 吉五郎 TD 靖十郎 | 原告 IM 又十郎 代書人 大屋 助一 被告 MT 千代松 代書人 古井 八太郎 | |

| | | | | |
|--------------|-----------------------------------|--------------------|---|---|
| 11 | 明治八年 二月二十七日 | 管区僧及ヒ教導職 試補ノ確認 | 佐藤 信寛 高島 士駿 久保庸臣 | 原告 檀徒総代 TH 喜三郎 被告 KN 大寅 |
| 12 2 | 明治八年 六月一八日 (六月一五日) 六月一五日 | 質物出入ノ訴 貸金返還請求ノ訴 | 濱田縣 濱田縣 濱田縣 | 原告 KM 三右衛門 被告 KS 徳七外一人 原告 故OG 久八 被告 OG 久四郎 |
| 13 | 明治八年 七月三〇日 | 家屋敷田畠借請權 確認 | 渡邊 積 (県参事兼六 等判事) 久保庸臣 (県少属) 石田 速夫 (県十五等出仕) | 原告 NH 柳吉郎 被告 YD 清一郎 |
| 14 | 明治八年 八月二五日 | 地所出入争論 | 佐藤 信寛* 久保庸臣 (県少属) 山縣 眞幸* 渡邊 積 (県参事兼 六等判事) | 原告 ED さた 被告 AG 幸四郎 *印鑑のみ、署(記)名なし (以下、同じ) |
| 15 | 明治八年 八月二三日 | 流質地買戻請求 | 佐藤 信寛* 高島 士駿 (県大属) 田坂 退藏 (県権少属) 久保庸臣* (県少属) 石田 速夫* (県十五等出仕) | 原告 HD 目折 代理人 菅沼 麓 被告 O 芳太郎 |

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

九一八 (四一四)

| | | | |
|---|--|---|--|
| 19 | 18 | 17 | 16 |
| 明治八年 第二四四号 | | | |
| 明治八年 十一月五日 | 明治八年 一〇月二八日 | 明治八年 九月二八日 | 明治八年 九月二日 |
| 戸主名義変更請求 | 耕地損害償金請求 | 切畠山并畠開作地等 引渡請求 | 貸金返還請求 |
| 佐藤信寛 (五等判事) 代理 高島士駿 (県大属) 久保庸臣 | 渡邊 積 (六等判事) 高島士駿 (県大属) 久保庸臣 (県少属) 田坂退藏 (県少属) 石田速夫* (県十五等出仕) | 佐藤 信寛 (五等判事) 渡邊 積* 高島士駿 (県大属) 久保庸臣 (県少属) 石田速夫 (県十五等出仕) 頼軌* 眞幸* 關* 澄川* | 佐藤 信寛* 高島士駿 (県大属) 田坂退藏* (県少属) 久保庸臣 (県少属) 石田速夫 (県十五等出仕) |
| 原告 HN 登志 MW 泰七郎 外四人 OD 久次郎 外四人 | 原告 HN 源十郎 GT 繁石衛門 被告 H 敬一郎 IG 虎治 代言人 佐伯 賀三 | 原告 KG 辰三郎 代言人 三浦 金十郎 被告 SD 基次郎 SSK 初十郎 MW 五兵衛 | 原告 OD 善作 被告 SD 文藏 引合人 AN 勝平 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 22 | 21 | 20 | |
| | 明治八年 第二六五号 | 明治八年 第二二九号 | |
| 明治八年 一二月 | 明治八年 一二月一八日 | 明治八年 一月七日 | |
| 鑪鍛冶場一式引渡 請求 | 田地名前切替請求 | 悪水溝差縄ノ訴 | |
| 佐藤信寛 (五等判事) 高島士駿 (県大属) 久保庸臣 (県少属) 石田速夫 (県十五等出仕) 田坂退藏* (県少属) 井川精一* (元県十五等出仕) | 佐藤信寛 (五等判事) 高島士駿 (県大属) 田坂退藏 (県少属) 井川精一 (県十五等出仕) | 佐藤信寛 (五等判事) 代理 高島士駿 (県大属) 久保庸臣 (県少属) 石田速夫 (県十五等出仕) | (県少属) 石田速夫 (県十五等出仕) 田坂退藏* (県権少属) |
| 原告 K I 梅太郎 代理人 三浦 金十郎 被告 M U 清三郎 代理人 吉田 好太郎 | 原告 K S 関藏 代理人 田村 又七 被告 K S ニワ 代理人 古井 八太郎 | 原告 T 銀助 Y S 専藏 代理人兼証人 T D 清左衛門 被告 K T 彌太郎 Y A 豊次 代人 S T 幸右衛門 | 被告人 岡 芳太郎 H N 三郎一 |

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

九一六(四二二)

- (注) ・本書には、二三件の判決(案)が記載されている。事件番号および事件名は、訴名・願高欄に筆者等がつけた。
- ・受付日ないし事件番号は、一〜一八件まで、および二三件では記述が見当たらない。
 - ・それぞれ判決(案)の冒頭部に三ないし四個の印鑑が押されている。最も多いのは、八個である。
 - ・本文の末尾の辺りに一個の印鑑が押されているものがある。判読できる限り判事および判事補の欄に記入した。
 - ・印鑑は、氏または名のみものが殆どであるが、担当判事の署(記)名などから同一人物と考えられる氏名を記入した。
 - ・なお、押印が薄いなど判読不明のものは「不明」とした。
 - ・印鑑は以下の氏名と一致すると考えることができる。つまり、「佐」の角朱印は佐藤信寛、「積」の丸朱印は渡邊積、「士駿」の丸朱印は高島士駿、「眞幸」の丸朱印は山縣眞幸、「久保」又は「庸臣」の丸朱印は久保庸臣、「田坂」の丸朱印は田坂退臧、「石田速夫」は角朱印、「精」又は「精次」の角朱印は井川精一であるといえる。
 - ・ただ、「頼輔」に該当する人物については調査中。「闊」・「澄川」の略歴については末尾追記参照。
 - ・裁判官の氏名について、判決(案)に記されているものを挙げ、冒頭の印鑑だけの者には*を附した。
 - ・裁判官の職について、前半の事件の中には書かれていないものは、氏名のままにした。
 - ・佐藤信寛について、記名の後に「代理」と記してあるものは、佐藤信寛を裁判長と見て判事欄にその名を記した。
 - ・その略歴(四を参照)によると、山口県土族として、明治三年に濱田縣権知事に任命され、同八年六月一日に県五等判事を兼任している。
 - ・その時期の裁判官活動ということになる。
 - ・したがって、裁判官の署名箇所「佐藤信寛代理」とあるのは、県権令の仕事のためか、職務上、裁判長として記名したものと推測することができる。
 - ・なお、佐藤信寛は明治九年に濱田縣が島根県に併合された後、島根県令に任ぜられている。
 - ・当事者の記載にあたり、原告人・被告人と記しているものは、本表ではいづれも原告・被告とするした。
 - ・当事者本人が複数で、そのうちの一人が代理人を附けたのではないかと推測される場合、その当事者の次行に一字下げて記した。
 - ・事件当事者の代理人と思われる人名の上部に、原告、被告と書いてあるものがあり、紛らわしいが、本文表記のとおり記した。

三 松江始審裁判所濱田支廳 『明治九年 訴訟
審判録 完』(民第貳号)

一 『訴訟審判録』の読下し(一)～(二)・完

(一A)

【一】 売買代金支払請求ノ訴
印*

* 二行にわたり、「信」の角朱印、「土駿」

「眞幸」「久保」「田坂」の丸朱印と「精」
の角朱印、全部で六個の押印がある

明治八年

第二百五十六号**

原告 石見国那賀郡第一大区

** 朱書き

十二小区佐野村□□番舎

R K 寺住職 I T 大洲

代言人

三浦 金十郎

原告 I T 大洲申立ル趣ハ被告 M W 大

智儀先年本柱ヨリ M W 常右衛門

(一B)

借金返弁期中申書入地所金主

常右衛門へ売渡タル始末不束トハ乍

申結局売渡証書ニ檀家総代始村

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

役人連署調印之アリ殊ニ取構タル

憑据^モ之ナキ上ハ原告ニ於テ求責スヘ

キ筋之ナキ段理解ノ趣承服スルト雖トモ

被告取計餘リ不束ナル故ヲ以テ裁判

ヲ要求シタリ

依テ判決スル如左

被告 D Ch 寺職管理中地所売渡処措ノ

(一A)

不束ナルモ当時其權ハ被告 D Ch 大智ノ有スル所ニ

シテ素ヨリ後任原告ニ於テ之ヲ督責

スルノ謂レ之ナク抑請求ヲ得ヘカラサルコト

条理明晰タルヲ以既ニ勸解ノ理趣承

服セシ上ハ其請求スルノ權理之ナキコト

ハ自ラ認稱スル者ニ之アリ由テ該件

ニ係リ裁判ヲ要求スルノ条理之ナ

キ事

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告ヨリ

償却スヘシ

(一B)

被告 同国同郡第一大区十二小

区佐野村□□番舎 農

M W 常右衛門

九一四(四一〇)

〔資 料〕

修道法学 三二六卷 二号

九一三(四〇九)

被告 同国邑智郡*第二大区十一小 *「おおち郡」

区長谷村□□□□□番舍 H

其方儀□*昌又助発起頼母子講 (三B)

*「場」又は「塙」か?

F 寺住職 MW大智 代言人

嘉永七寅年*取当り銀壹貫貳百五拾目被告I日順作亡父滝右エ門

* 西曆一八五四年

岡 芳太郎

右之通申渡タル間其旨心得へシ印* *「石田速夫」の角朱印

明治九年一月十二日

工貸渡浄光寺所有ノ地所書入 証書取置タル処年来滝右衛門

* 西曆一八六八年

濱田縣五等判事 佐藤 信寛

〔三A〕

濱田縣大属 高嶋 士駿

濱田縣史生 石田 速夫

ニ於テ返掛金淹滞スルニ因リ尚 明治元辰年*十二月取置タル証書

* 西曆一八六八年

アルヲ以テ地所及地利米ノ引渡ヲ 請求スルト雖モ元来右地所公租

諸役等相勤メス其実書入 質タルハ自ラ明言スルヲ以慶応

〔四A〕

三年*丁卯十二月晦日已前貸金タル

* 西曆一八六七年

コト明瞭ナルニ由リ明治五年第三百

十七号及同六年第九号布告*ニ

*(注1) 明治五年三一七号、

照准シ採揚裁判及ハス候事

明治六年第九号布告

但 訴訟入費ハ規則ノ通原

告人ヨリ可致償却事

被告 同国同村□□□番舍 農

I日 順作 代言人

石田 清一郎

〔二〕頼母子講返掛金支払請求ノ訴 印*

*「信」の角朱印ほか「土駿」「眞幸」「田坂」の丸朱印と「精」の角朱印

明治八年

第三百三十九号**

朱書き

原告「石見国迩摩郡**第三大 **「邇摩郡」。「にま郡」

区四小区FM村□□□番舍

TU 貞七郎 代言人

坪内 亀市

右之通申渡タル間其旨可相心

(四B)

得事 印*

明治九年二月二日

濱田縣五等判事 佐藤 信寛

濱田縣 大属 高嶋 士駿

濱田縣 史生 石田 速夫

*「石田速夫」の角朱印

其方共貸金出入之一件遂吟味処

原告ニ於テハ亡父存命中明治三年*

十二月被告ヘ対シ金六拾壹円五拾錢

五ヶ年元居ニシテ貸渡シ昨八年*十二月

(五B)

満期ニ及ヒタレトモ返済不致ニ付出訴ニ及ヒ

タル所被告ニ於而ハ原告ノ負債ヲ引受

立用ノ上追々残金相渡癸酉*十二月廿六日

* 明治六(一八七三)年

— 89 —

【三】 貸金出入ノ訴
印*

*「信」の角朱印、「士駿」「不明」「田坂」
の丸朱印と「石田速夫」の角朱印

明治八年第三百

貳拾三号

石見国那賀郡第一大区
小一区浅井村□□□□番舍

平民

(五A)

原告 FO 清五郎

全国全郡全区長澤村□

□□□番舍 平民 OS 喜惣

次 代 言 人

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

被告 OS 五一郎

* 西曆一八七〇年

* 西曆一八七五年

* 西曆一八七五年

— 89 —

九二二(四〇八)

相違ナク且右証文漫ニ嘉三郎へ引上
被告へ渡シタル段不筋ニ付至当ノ裁
判受度旨申之被告ニ於テハ原告
訴タル如ク金円借受タル儀実正ナリ

* 明治六(一八七三)年

然ルニ其後癸卯年*ニ至リ原告他二負
債之アル所返済難成ニ付曾テ貸渡
タル金円ノ内ヲ以立用致呉度頼(三)ニ

(六B)

依リ右負債悉皆引受尚殘金追々

相渡シ然其年十二月廿六日決算之上

勘定出入ナク皆済シタルニ付最前差入

タル証書即時受取度申入ル、所早

速相渡スヘク申答へ且其節立会

人大墨嘉三郎ニ於テモ已ニ勘定皆済

ノ上ハ証書可差返ハ勿論ノ事ニ付

□□*致間敷申二任セ其場引揚

已後幾度カ原告へ返却ヲ促スト雖

トモ彼是申延置キ遂ニ其証書ヲ以

(七A)

テ再ヒ返金ヲ求ムルハ絶テ承引致

シ難ク依テ嘉三郎立会手續書ヲ

附シ答書差出双方対決中一月十

五日右嘉三郎吟味ノ際同人原告ト談
判ノ末証書相渡シタル趣ニテ同月廿
三日被告へ掌頭シタル旨申之
タリ

右ノ如ク双方陳述スル要旨ヲ

審理スルニ原告ニ於テ返金ヲ受

タル覚ナシト明言スルトキハ其証書

(七B)

タル本訴ニ緊要ナルモノニシテ仮令

OS嘉三郎ヨリ如何様ノ談判ニ及

フトモ決シテ恐怖スヘキ筋之ナキ管ナル

ニ却テ証書ヲ渡シタルハ曾テ勘定

ノ皆済シタルコトヲ覚知シ返金ヲ

要求スル能ワサルコトヲ自認セシコト

判然タル上ハ被告ノ返金ヲ受タル

覚ナシトノ申分ハ難相立事

但 訴訟入費ハ成規ノ通り

原告ヨリ償却スヘシ

(八A)

同国同郡同区浅井村

□□□□番舎 平民

引合人 OS 嘉三郎

右之通原被告人共へ申渡タル

条其旨可心得事 印*

明治九年二月七日

濱田縣五等判事 佐藤 信寛

濱田縣 大属 高島 士駿

濱田縣 少属 田坂 退蔵

〔八B〕

濱田縣十五等出仕 井川 精一

*〔精〕の角朱印

〔九A〕

被告 全国邑智郡第二大

区小四区潮村□□番舍平

民 NH 金九郎 代言人

萩原 彌市郎

其方共定約違変之出入遂吟味処

原告ニ於テハ慶応二寅年*一月十四日

山毛上買受ノ談判ヲ決シ同月廿日ヲ

以渡スヘキ金貳百円ト売渡ノ羽書

引替之積尚残金八年割償却ノ定ニ

〔九B〕

シテ約束書ヲ受領シ期日ニ至リ金円

調達致セシニ羽書相渡サ、ル処固ヨリ

正ナル者ト心得其俣ニ致置キ山内ニ職

場取設ケ追々毛上伐採リ稼居タル所

数月ヲ過キ尚羽書ヲ渡サ、ルニ付之ヲ促スニ

頓着セス遷延之俣遂ニ翌卯年*七月ニ

至リ羽書ノ渡方ハ打置キ却テ年割金

ヲ督促シ 剩^{あまつさ}へ償却シ能ワサレハ稼方

差止可申抔理^{あまつさ}不尽之掛合ニ及ヒタル

トモ右羽書ヲ受取ラサレハ毛上ノ自由ヲ

〔四〕 定約違変ノ出入

印*

*〔信〕の角朱印と「士駿」「不明」

の丸朱印と「石田速夫」の角朱印

明治九年
三拾九号**

** 朱書き

原告 石見国那賀郡第一

大区小十六区渡津村□□

□□番舍 平民 TN 喜十郎

代言人

三浦 金十郎

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

* 西曆一八六六年

九一〇 (四〇六)

(一〇A)

得サルニ付償却ノ方法相立ス已ムコトヲ
得ス職場ヲ引揚ケタリ畢竟被告ヨリ

羽書ヲ渡スヘキ定約ヲ違変シ前段ノ始

末ニ及ヒタルハ不筋ニ付至当之決答ヲ受

度旨申之被告ニ於テハ原告訴フル如ク

曾テ山毛上ノ売渡ヲ約束シタルハ相違

ナシト雖トモ証書面追テ受引可致云々ノ

明文アルハ原告山内ヘ職場ヲ設ケ多人

数入込儀ニ付諸般ヲ取締ヘキ旨ノ議

定書ヲ以売渡ノ羽書ト受引致スヘキ

(一〇B)

約束ナルニ入金ハ致シタレトモ定書ヲ調

達セサル故羽書モ相渡サス已後強テ之ヲ求

メサルニ付依然打過キ翌卯年七月限調

達スヘキ金円ヲ延滞シ二三ヶ月ヲ過キ尚

等閑ニ致シ置キ迷惑不少ニ依リ□*入

金致サ、レハ稼場引払ヒ呉度旨申

入原告モ其砌何事ナク該場引揚ケ

爾来右始末如何トモセス今日ニ至リ出

訴ニ及ヒタル段承服致シ難キ旨申

述タリ

* 判読困難

(一一A)

右双方申立タル要旨ヲ審判スルコト
左ノ如シ

第一条 慶応二年二月十四日山毛上

売買ノ談判ヲ決シ同月廿日右代金

ノ幾分ト議定書トヲ以テ売渡ノ

羽書ヲ受引ヘキノ約束ヲ結ビ期日

ニ臨ミ原告ニ於テ金円ハ差出シタレトモ

議定書ヲ調ヘサル故被告亦羽書ヲ

渡サスシテ受引ヲ遷延シタルハ互ニ

定約ヲ履行セサルモノニ付曲直ノ

(一一B)

問フ可キナシ

第二条 原告ニ於テ羽書ヲ受取ラサ

レハ毛上ヲ自由ニスルノ權ナキニ因リ代

金償却ノ方法相立難キ旨申立

レトモ已ニ山内ヘ職場ヲ設ケ毛上ヲ

伐採タルハ其權ヲ有シタルモノニシ

テ羽書ノ有無ヲ以テ云々ノ申分ハ

相立難シ

第三条 翌卯ノ年七月限原告ヨリ渡

スヘキ金円ヲ淹滞シ被告之ヲ促

(一一一A)

セトモ調達セサルヲ以テ勘弁ニ堪ヘ難ク遂ニ稼方ヲ差止タル所原告職場ヲ引払ヒタルハ當時已ニ被告ノ掛合ヲ至当ナリト承諾セシモノト見做サ、ルヲ得ス然ルトキハ原告自ラ解約セシ者ニシテ囊ニ領取セシ証書ハ全ク消滅シタルノ理由判然タリ前条々ノ筋合ナルヲ以テ今更被告ノ違約ヲ督責スルノ条理ナシ其他各自ノ申立ハ無証拠ニ付採用

(一一一B)

不致事 印*

但 訴訟入費は成規之通原告ヨリ償却可致事

明治九年二月十四日

濱田縣五等判事 佐藤 信寛
濱田縣 大 属 高島 士駿
濱田縣十五等出仕 井川 精一

*「精」の角朱印

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

(一一三A)

〔五〕預ケ金引渡請求ノ訴

印*

明治九年

五十五号

*「信」の角朱印と「眞幸」の丸朱印

原告 石見国第三大区小一区

迹摩郡萩原村□□番舍 農

I H 多十郎

被告 同村□□番舍 農

S D 才止郎

其方共争訟遂審理所左之通

第一条 明治三年年*十一月二十一日原告

ヨリ被告へ錢九百貫文相預ケタル

コト証書アルヲ以テ明瞭ナリ

(一一三B)

第二条 明治三年年十一月中被告ヨリ

原告へ錢九百貫文貸渡タルコト証書

アルヲ以テ明瞭ナリ

第三条 原告ニ於テ錢九百貫文借用

スヘキ契約ヲ為シ田畠山林質入証

書相渡タル処金引渡サ、ルニ由リ

結局熟談解約ニ決シタルヲ以テ現

* 西曆一八七〇年

九〇八 (四〇四)

ニ証書裏面抹却セシ墨痕アル所
以ニシテ其証書ノ反故タルコトハ明瞭

ニ之アル旨申述ルト雖モ其裏面微

〔一四A〕

少ノ墨線アルモ印矩文字等抹却

シタルニアラサル上ハ消滅シタル証書ト

ハ認め難シ由テ解約セシ確証トノ

申分ハ採用セス

第四条 被告ニ於テ預リ証書面銭

九百貫文ト記載アルモ其実八百三貫

八百三拾三文預リタル旨申述ルト雖モ

証憑ナキニ由リ採用セス

前条々ノ筋合ナルヲ以テ双方差引勘

定スヘキ所其授受スヘキ金員同額

〔一四B〕

ナルニ由リ差引出入ナキモノト判決ス但

訴訟入費ハ各自弁償タルヘシ印*

明治九年三月八日

濱田縣裁判所

五等判事 佐藤 信寛

権中属 山縣 眞幸

史生 石田 速夫

〔一五A〕

〔六〕預ケ米引渡請求ノ訴

印*

明治九年九十五号**

原告 石見国第二天区小

二区邑智郡柏瀬村□□□番舍

平民

I B イヨ

被告 石見国第三天区小

十区安濃郡志学村

□□□番舍 平民

O G 林九郎

其方共一件原告ニ於テハ安政

〔一五B〕

六年巳未*正月亡夫休作ヨリ被

告林九郎亡父内藏平へ預ケ

置キタル米三拾石ノ引渡ヲ請求

シ被告ニ於テハ右預ケ米ハ安政六

万延元年*兩年ニ引渡相済受取証

書有之旨陳述セリ依テ之ヲ

条理ニ照スニ左ノ如シ

* 西曆一八五九年

* 西曆一八六〇年

第一条 被告ヨリ差出シタル

安政六万延元両年ノ米受取書

ニハ預ケ米ノ明文ナキヲ以テ原告

〔一六A〕

ニ於テ預ケ米ノ受取書ト見認

難キ旨申立ルト雖トモ該書面ハ現

ニ運送セシモノ、人名記載之レ

アルヲ以テ運輸ノ度毎其人夫ハ

交付セシモノナルコト判然タレハ受

取リタル米穀ノ原由ヲ詳記セ

サルハ現場急卒ニ出ルノ勢ヒナリ然レ

ハ預ケ米ノ文字無キモ明確ノ

証跡アラサル以上ハ一概ニ預ケ

米ノ受取証書ニアラサルモノト

〔一六B〕

見做スコトヲ得ス

第二条 原告申立ル如ク休作ト

内藏平トノ間ニ於テ預ケ米ノ外

別ニ米穀ノ取引アリテ前条ノ

受取書ハ預ケ米外ノ米穀ヲ

受取リタル証書ト為ストキハ該

証書ニハ預ケ米ニ區別スル為

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

メ受取リタル米穀ノ原由ヲ記ス

ヘキ筈ナリ然ルニ該証書ニ其

原由ノ記載無キハ却テ別ニ

〔一七A〕

米穀ノ取引アラサルモノト見做ス

ヘキ証拠ノ一端ナリトス

第三条 慶応二年*丙寅七月

長防両郡*ノ征伐ヲ名トシテ旧

幕府旗下ノ者原告所在ノ地

ニ宿陣セシトキ兵卒ノ暴動ヲ

恐レ休作所有ノ財産ヲ内藏平

ニ寄托セシモ原告ニ於テ当訴

ニ関係ナキ旨申立ルト雖トモ若

シ内藏平ヲシテ契約ヲ履行

〔一七B〕

セサルノ不信義アラシメハ同人

ヲ信任ス可キ条理之レアルマシク

然ルニ變動ノ際一片ノ領票ヲ

モ得スシテ所有ノ動産ヲ委托

セシハ當時休作ニ於テ内藏平

ヲ信任セシコト明瞭ニシテ内

藏平ノ休作ニ対シ契約ヲ確

* 西曆一八六六年
* 文字は「君」か

守セシ証跡ナリトス

却ス可シ印*

*「眞幸」の丸朱印

第四条 被告申立ル明治三年*

* 西曆一八七〇年

明治九年三月九日

庚午七月ノブ皮代ノ計算書

濱田縣裁判所

〔一八A〕

〔一九A〕

ハ原告ニ於テ林九郎ト余人トノ

五等判事 佐藤 信寛

取引ニシテ休作ト林九郎トノ取

権中属 山縣 眞幸

引ニアラサル旨申立ルト雖トモ該書

史生 石田 速夫

面ハ休作ノ名前ヲ以テ林九郎ニ

交付セシモノニシテ余人へ關係ノ

字句毫モ無之上ハ休作ト林九郎

トノ取引ト見做サ、ルヲ得ス抑

此書面ヲ交付セシハ安政六年

ニ米穀ヲ預ケシヨリ数年ノ後

〔七〕山林所有權確認請求ノ訴

明治九年六十六号*

** 印

〔一八B〕

ケ米引渡シノ督責中ニアルナリ然ルニ

該書面中ノ金高ヲ異議ナク

引渡シタルハ当時米金取引ノ

争ヒアラサル証跡ナリトス

前条々ノ筋合ナルヲ以テ原告ノ

申立ハ採用シ難キモノト判決ス

依テ訴訟入費ハ原告ヨリ償

原告 石見国邑智郡伏谷村

□□□番舍 平民 M U 元治

郎 代理人

三浦 金十郎

被告 同国同郡村□□□番

** 「眞幸」の丸朱印と

*** 「石田速夫」の角朱印

*** 「積」の丸朱印

* 朱書き

舍平民 UY 樋三郎 代言人

船津 順四郎

被告 同国同郡村□□□番

舍平民 吾吉郎 長男

〔一〇A〕

I U 幸治郎

其方共一件遂吟味処

原告ニ於テハ先代亡武八ナル者同

村亡衆三郎ヨリ文政三辰年*二月

五日居村ノ内字川平山続キ字

向木屋山林ニケ年季質物ニ受込

翌文政四巳年皮地相成^マ爾来

所有罷在シニ被告兩名ノ者人

会山ト唱ヘ猥ニ領取セシ旨ヲ以テ

〔一〇B〕

当明治九年二月三日出訴ニ及ヒタリ

被告ニ於テハ右川平山ハ古来

和田・原・伏谷・三ヶ村ノ入会山ニテ

右山続ニ字向木屋ト申ス箇所

之ナキニ依リ原告所有トシ本訴

ニ及ヒタルハ了解致サ、ル旨

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について (二・完)

申答ヘタリ

右陳述スル要旨ヲ審案シ実

際ノ調査ヲ遂ケ双方ノ証憑ニ

依リ弁明スルコト左ノ如シ

〔一一A〕

第一条 原告所持スル所ノ文政

三辰年二月五日衆三郎ヨリ武

八ハ差入タル年季質入証書

ニ向木屋ノ境界上ハ下伏谷村

入会山境下ハ雪田村山境ト

記載シ当時百姓惣代頭百姓

庄屋共連署調印有之上者

武八ト衆三郎トノ際ニテ勝手ニ

授受致シタル者トハ云難シ

第二条 被告申立ル如ク向木屋

〔一一B〕

ハ原告所有ノ田地ノミヲ唱フル

トスルトキハ衆三郎ヨリ差入タル

証書ニ記載セシ向木屋ノ境

界書ハ実地ニ直当セサルモ

ノニ付当時村役人ニ於テ保証

スヘキ筋之ナキ筈ナルニ其証

九〇四 (四〇〇)

書ニ調印シタルハ実地下相
違ナキコトヲ認タル確証ト

云ワサルコトヲ得ス

第三条 被告ヨリ差出シタル

〔二一A〕

正保三年*十一月十日喜右衛門外

七人連名ノ書面并二年号不明

十月廿五日伏谷村茂兵衛ヨリ原

村七右衛門外一名ヘ付与シタル書

面ニハ一ノ調印モ之ナク其原

由ノ不明ナルヲ以裁判上確実

ナル証憑トハ致シ難シ尤貞享

二年*十一月廿九日原村庄屋三郎

右衛門外二名ノ連印アル書面ニ

ハ川平ハ三ヶ村ノ入会山ト記載

〔二一B〕

在之ノミナレハ該書ハ川平ノ

入会タルコトヲ証スルノ効アルノミ

ニシテ向木屋ノ事ニ關係

ナキモノトス

第四条 第三条ニ示ス如ク被告

ニ於テ本訴ニ緊要ナル証

憑トスヘキモノ之ナキトキハ其陳

述スル所ハ之ヲ自己ノ想像ヨ

リ出ル者ト云ワサルヲ得ス自

己ノ想像ヲ以テ確実ナル証

〔二二A〕

憑ヲ破毀セント欲スルモ条理ノ

許サ、ル所ナリ然レハ原告ノ所

持スル証憑ハ所有ノ權利ヲ保

スルノ力アルモノトス

右ノ筋合ナルヲ以テ字向木屋ハ

証書ノ通原告ノ所有ト判決

ス依テ訴訟入費ハ成規ノ通被

告ヨリ償却可致者也

同国同郡和田村□□□

□番舎 平民

〔二二B〕

立会惣代人

WD 市郎

右之通原被告人共ヘ申渡

シタル条其旨可心得者也 印*

明治九年三月廿二日

濱田縣裁判所

*「精」の角朱印

五等判事 佐藤 信寛
六等判事 渡邊 積
四級判事補 山縣 眞幸
一五等出仕 井川 精一

(二四A)

〔八〕預ケ銃引渡催促ノ訴

印** 明治九年第百卅九号*

** 朱書き
朱書きの上部に、「信」の角朱印と

「積」の丸朱印、下部に「石田速夫」

「精」の角朱印が捺されている

原告 石見国那賀郡

郷田村 平民

MU 吉太郎

其方ヨリ邑智郡因原村NG

林兵衛へ係ル預ケ銃引渡催促

ノ一件遂吟味処本訴ニ請求

スル九百五拾五束ノ銃ハ慶応

二年*丙寅十二月其方亡父繁吉

* 二注(14) 参照

* 西曆一八六六年

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

(二四B)

ヨリ被告林兵衛ニ貸渡シタル

金三百五拾円ノ内へ慶応四年*

戊辰四月義務ノ保証トシテ領

収シ現銃調査ノ上封印ヲナシ

更ニ林兵衛ニ預ケ置キタルヲ以テ

其実貸金ノ質物ニ有之旨申

立タリ依テ其証書ヲ検閲スルニ

慶応三年*丁卯十月及同年十二月

両次ニ受取リタル証書ト同一ノ文

意ニ之アリ而シテ此両次ノ証書ハ

(二五A)

右三百五拾円ノ抵当物トシテ林

兵衛ニ於テ後日製造スヘキ銃ヲ

引渡スヘキ契約ナルニ繁吉ヨリ

現銃ヲ預リタル体裁ニ記載セシ

モノナレハ戊辰四月ニ受取リタル

証書中ニ預リノ文字アルモ未タ

以テ現品ヲ預ケタル確証トナスニ

足ラス其他憑拠トスヘキモノ一

モ之ナキヲ以テ現銃調査ノ上

封印ヲナシタルトノ申立は採用

* 西曆一八六八年

* 西曆一八六七年

九〇二(三九八)

〔二五B〕

シ難シ假令其憑拠アルモ自ら

之ヲ保管セスシテ負債主タル林

兵衛ニ委託セシ上ハ書入質ニシテ

眞正ノ質物ニアラサルナリ然レハ

本訴ハ慶応三年丁卯十二月晦日

以前ニ係ル貸金書入質ノ引渡ヲ請求

スルモノニ付明治五年壬申第三

十七号*ノ公布ニ照シ準理難

相成モノトス依テ訴訟入費償

却スヘキ事

〔二六A〕

但 本訴ニ請求スル預ケ銃引

渡済否ノコトニ付原被争訟

スル所アリト雖トモ本訴既ニ

採用セサルヲ以テ審理ヲ遂

ケサルナリ

被告 石見国邑智郡

因原村 平民 NG

林兵衛 代言人 同国

那賀郡神主村 平民

山本 岡平

〔二六B〕

右之通原告人へ申渡シタル間

此旨可相心得事 印*

明治九年三月廿五日

濱田縣裁判所

五等判事 佐藤 信寛

六等判事 渡辺 積

四級判事補 山縣 眞幸

史 生 石田 速夫

* (注1) を参照

〔二七A〕

【九】貸金出入ノ訴

印*

明治九年第

二百六号

原告 石見国安濃郡

鳥井村 □□ 番舎

平民 MW 敦之助代

捺されている

* 「信」の角朱印、「積」の丸朱印のほか、「眞幸」の丸朱印と「速夫」の角朱印が

* 「眞幸」の丸朱印

言人

中島 合輔

被告 全国迺摩郡大

森町□□□□番舍 平民

H M 為造

其方共貸金出入ノ訴遂審

(二七B)

理処左ノ如シ

第一条 被告ニ於テ明治三年

年六月原告亡父正七郎ヨリ

石原正雄ヘ係ル貸金ノ受人

ニ相立チ更ニ明治三年年七月

ニ至リ右金返済ノ儀ハ本人ニ

拘ハラス弁償可致旨ノ証書

差入置キ右弁償淹滞セシ

ニ依リ明治五年*正月原告ヨリ

督促ニ及ハレタルニ即時

(二八A)

調達難成故明治五年ヨリ七ヶ

年賦ノ濟方ニ致スヘク約束ニ

シテ証書差入タルニ於テハ明

治三年*六七両月ニ差入タル証

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

書ハ直ニ取返スヘキ筈ニシテ之
ヲ等閑ニ致シ置クヘキ謂ナシ

第二条 原告ニ於テ八年賦証

文ヲ所持セスシテ却テ元証文ノ

存在スルトキハ八年賦濟方ノ約

定ハ全ク整理セシモノト云ヒ

(二八B)

難シ然ルトキハ被告ニ於テ即

時弁償致スヘキ筈之ナシ

トノ申分ハ採用致シ難シ

右ノ筋合ナルヲ以原告請求ス

ル所ノ元利金三百拾貳円ハ被告ニ

於テ即時弁償致スヘキモノト

判決ス

但 訴訟入費ハ成規之通

被告ヨリ償却可致者也

同国安濃郡大田村

(二九A)

□□□□番舍 平民

引合人 D K 五吉郎

同国同郡長久村□□

□番舍 平民

九〇〇(三九六)

（資） 料

全上 ND 作十

同国同郡島井村□□

番舎 平民

敦之助 母

全上 MW サト

前文之通原被告人共へ申渡

〔二九B〕

タル条其旨可相心得者也 印*

明治九年四月八日

濱田縣裁判所

五等判事 佐藤 信寛

六等判事 渡邊 積

四級判事補 山縣 眞幸

史 生 井川 精一

*〔精二〕の角朱印

修道法学 三六卷 二号

八九九（三九五）

明治九年二月

百廿五号**

原告 石見国那賀郡黒川

村□□□□□番舎 ZF

寺住職 OM 普Y B 理

代人

OM 熊太郎

被告 同国同郡村□□□□

□番舎 平民

YS 與四郎

同 同国同郡村□□□□

〔三〇B〕

□番舎 平民

KM 又十郎

同 同国同郡村□□□□

番舎 平民

KM 六之助

其方共一件遂吟味処

原告ニ於テハ承応四年*二月二十日

京屋三郎四郎ヨリ字餓鬼山畑高

四斗四合寄附致シ境界ハ寺地ヨリ

東西へ麓境後ノ山松ヨリ南境石造

〔三一A〕

* 西曆一六五五年

** 事件番号は朱書き

〔三〇A〕

【一〇】土地境界確定ノ訴

印*

*〔士駿〕〔眞幸〕の丸朱印と

〔速夫〕の角朱印

十五間境石ヨリ西へ直通シ麓道境
同東へ竹藪境ト相定リ居タリシニ
被告三名ノ者寺地ハ餓鬼山ノ平面限
リト申シ追々麓地ヲ迫リ取り双方
出入ヲ生シタル末三十ヶ年前村役場
へ申立タリシニ決極不相成依テ今
般段別改正ニ付寄附証文写ニ有之
境界書之通裁判受度旨ヲ訴
ヘタリ

被告三名ノ者ニ於テハ原告持畑寄

〔三二B〕

附ノ事由ハ熟知セサレトモ畢竟境界
ノ判然タラサルヨリ三十ヶ年前役場へ
申出爾来今日マテ何レノ持地トモ
決定セサル訳ニテ決シテ麓地ヲ迫
リ取りタル儀ニハ之ナキ旨申答ヘ
タリ

右双方陳述スル要旨ヲ審理

スルコト左ノ如シ

第一条 原告表スル所ノ承応

四年*二月二十日京屋三郎四郎

〔三二A〕

寄附証文ノ写ニ記載アル境界
書ヲ以テ境界ヲ定度旨申

立ルト雖トモ被告三名ノ者ト境界
ノ出入ヲ生ジタル末三十ヶ年前
村役場へ申出タル所何レノ所有トモ
決セサリシハ境界ノ確定セサルモ
ノト見ナスヘキ証拠ノ一端ナリ
トス

第二条 前条境界書ニ後ノ山

松ヨリ南境石マテ拾五間境石ヨ

〔三二B〕

リ西へ直通シ麓道境トアルニ
依レハ右境内ニ孕マリタル二畝
余歩ノ畑地ハ何等ノ為ニ被告
ノ所有トナリシカ明瞭ナラス又
同書ニハ畑高四斗四合トアレトモ
村役場ノ帳簿上ニハ貳斗九升
八合ト之アリ前額ニ比スレハ殆
ント三分ノ一モ減少セシニ是等
ノ沿革ニツキ一ノ証跡モ之ナキ
ハ是又境界ノ確定セサルモ

〔三二A〕

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

八九八(三九四)

ノト見做スヘキ証拠ノ一端ナリ

第三条 原告ノ証拠トナス証書

写ハ別ニ照合スヘキ公書

ナキノミナラス前条ノ通却テ

実地ニ適當セサル廉々有之

上ハ該書ヲ以テ境界ノ証書

トナス事ヲ得ス

右ノ筋合ナルヲ以本訴ハ原被

告共境界ノ確証之ナク到底

境界未定ノモノニ付更ニ地

〔三三B〕
方庁ノ所分ヲ受クヘキモノト判

決ス印*

但 訴訟入費ハ成規ノ通

原告ヨリ償却スヘキ者也

明治九年四月二十日

濱田縣裁判所

七等判事 高島 士駿

四級判事補 山縣 眞幸

史 生 井川 精一

〔三四A〕

〔一一〕預リ銃差縛

印*

明治九年

百四十七号**

原告 石見国那賀郡市村

□□□番舎 平民 AN 幸

一 代 言 人

淺野 萬吉

被告 同国同郡南川上村

八拾四番舎 平民 MH 衆
七 代 言 人

三浦 金十郎

其方共訴答ノ趣遂吟味双

〔三四B〕

方ノ証憑ニ依リ審理スルコト

左ノ如シ

第一条 原告表スル所ノ慶応

元丑年*六月二十日被告ヨリ差

入タル預リ書ニ銃三百束右ハ

貴殿買入ノ銃五藏ニ積立預

リタルコト実正ナリ入用ノ節ハ

*「士駿」「眞幸」の丸朱

印と「速夫」の角朱印

** 事件番号は朱書き

* 西曆一八六五年

*「精式」の角朱印

何時ニテモ可引渡ト有之上ハ被告ニ於テ當時現銃ヲ預リ

タルニハ非ストノ申分ハ採

〔三五A〕

用致シ難キモノトス

第二条 被告ニ於テ右預リ書

ヲ差入タルハ銃稼中当用

金ニ差^{つか}間ヒ該書ヲ以銃前売

ノ約束ヲ為シ金二百九拾円余

受取タル所償却ノ方法相立

サルヨリシテ慶応三卯年*十

一月中人ノ^{あつかい}嘸ニテ銃半ヶ所

畑二段歩ヲ引渡シ事済ニ

相成タル旨申立レトモ右中人ノ

〔三五B〕

嘸書第一条ニ去ル丑ノ七月云々

ト之アリ尚又日時被告ノ自ラ差

入タル一札ニモ去ル丑七月内石*銃

稼中銃売払方御頼云々ト

アルニ依レハ其原因ハ全ク慶

応元丑年七月ヨリ起リタルモ

ノニシテ慶応元丑年六月二

十日ノ預リ書ニ関涉スルモノトハ見做シ難シ

第三条 慶応元丑年六月二

〔三六A〕

十日ノ預リ書ヲ以銃前売ノ

約束ヲ為シ代金ヲモ受取タル

上ハ銃ハ原告ノ所有ニシテ被

告ニ於テ再ヒ売払ヲ為スノ

条理ナシ然ルヲ翌七月ニ至リ

更ニ銃ノ売払ヲ原告ヘ依頼

シタルハ其事ノ両端ナルコト

判然タリ

第四条 原被告所持スル所ノ

慶応三卯年十一月ノ^{あつかい}嘸書ニ

〔三六B〕

銃百駄丑七月トアルハ双方共

符号致シタレトモ丑六月廿日

約束ノ明文ハ特ニ被告ノ所

持スル書面ニノミ記入アルハ

其原因ノ明瞭ナラサルヲ

以テ信用致シ難シ

第五条 被告ニ於テ畑名前

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

八九六（三九二）

ヲ切替サルニ依リ預リ書ハ
尚原告ノ手ニ存在シ且一
件落着ノ上ハ如何様ノ証

〔三七A〕

書之アルモ反古タルヘシト
噺書中ニ記載アル上ハ右預
リ書ハ其効ナキモノト申立
レトモ前条ニ弁明スル如ク慶
応元丑年六七両月ノ区分
判然タレハ七月ノ出入ニ付テ定
タル条約ヲ以其原由ヲ異ニ
スル六月ノ預リ書モ併セテ
反古ニ属シタリトノ申分ハ採
用致シ難キモノトス

〔三七B〕

右ノ筋合ナルヲ以テ原告請
求スル所ノ預リ銚三百束ハ
即時被告ヨリ返済スヘ
キモノト判決ス 印*
但 訴訟入費ハ成規ノ
通被告ヨリ償却致
スヘキ者也

明治九年四月廿五日

濱田縣裁判所

七等判事 高島 士駿

〔三八A〕

四級判事補 山縣 眞幸

史生 井川 精一

〔二二〕 地所境界出入

印*

九年二百四十七号*

* 「山縣」の丸朱印と同じ行の下

部に「速夫」「精弋」の角朱印

原告 石見国那賀郡神主村□□ ** 墨書き

□ 番舎 平民 U D M 繁太郎

代言人 同郡濱田町二百六十

番舎 平民

吉田 伴作

被告 同村□□□□番舎

〔三八B〕

平民 O G 運平 代人 O M

□□□□番舎 平民

* 「精弋」の角朱印

Y M 岡平

被告 同村□□番舎 平民

O G 健四郎

被告 同村□□番舎 平民

K N 柳平 代人 同人長男

K N 種四郎

其方共地所境界出入ノ一件遂

審理所原告ニ於テハ先年

〔三九A〕

飯田村八幡宮社人ヨリ讓受ケタル

地所従来確定ノ境界無之ニ付

明治七年*ノ秋村内人民ノ立会ヲ

受ケ熟議ノ上境界相定タリ

シニ被告三名無謂故障申立

ル旨ヲ陳述シ被告ニ於テハ原告

ノ求メニ依リ立会之者差出スト

雖トモ立会人へハ更ニ協議ヲ遂

ケス恣ニ境ヲ定標杭建設セ

シニ依リ村内人民一同紛議ヲ

〔三九B〕

生シ被告三名ノミノ關係ニ無之

旨ヲ陳述セリ右各自陳述スル

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

処ハ証憑無之且原告ノ申立ル

所ニ拠ルモ境界ハ人民ノ私定ス

ヘキモノニ無之ヲ以テ仮令熟議

上ヨリ起ルモ其効ナキモノニ付採

用相成難シ其他原被ノ間ニ於テ

境界ヲ定ムヘキ憑拠無之到底

無境界ノ地所ニ帰スルヲ以テ

本件ハ地方官ノ処分ヲ受クヘキ

〔四〇A〕

モノナリト裁決ス

但 訴訟入費ハ原告ヨリ償

却スヘシ印*

明治九年四月廿八日

元濱田縣裁判所*

七等判事 高寫 士駿

四級判事補 山縣 眞幸

元 史生 石田 速夫

【了】

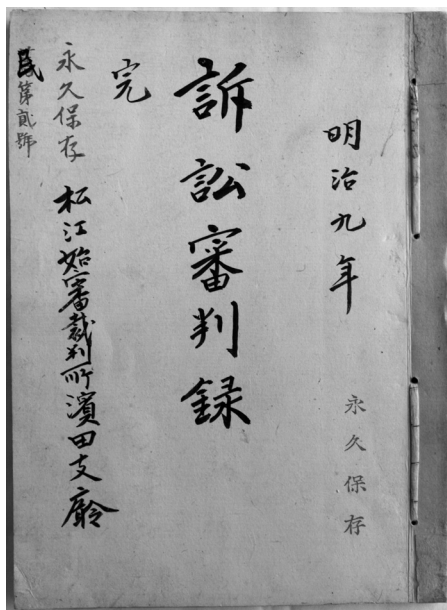
* 「眞幸」の丸朱印

* 濱田縣は、明治九年四月

一八日を以て廢県、島根県

に併合された。

八九四（三九〇）



三 注の部

本稿では、前稿の続きと、同じく濱田縣の「明治九年 訴訟審判録」を取り扱う。本書には全部で二二件の判決案が収められている。本書の寸法は、縦二四・八 cm、横一八・二 cm、厚さ〇・七 cmで、表紙は、白色の厚紙を用いている。

表紙には「明治九年 訴訟審判録 完 松江始審裁判所濱田支

廳」の墨書きのほか、朱書きで「永久保存」が二箇所、「民第貳號」の記載がある。濱田縣は、明治九年四月一八日をもって廢県となり、島根県に併合された。そのため、「二二」事件については、裁判所名が、「元濱田縣裁判所」となっている。

本書に収載されている事件の裁判自体は、「濱田縣裁判所」によつてなされたと考えられるが、表紙の表記は、前出のように「松江始審裁判所濱田支廳」である。

本文は、全部で四〇葉、橙色の縦罫紙に二二件の民事訴訟事件の判決案と見られるものが収載されている。和綴じの用紙半葉は、一〇行の罫線、一葉中央折目の下部に罫線と同色で「濱田縣」と印刷してある。

本文中の複合文字、例えば、「トモ」「トキ」は一文字で記されているが、本稿では通常の形で示した。なお、「雖」は元は略字で記されているが本稿では正字で示した。また、「事」の略字は「コト」と記した。

旧漢字は、固有の地名と人名のほかは常用漢字で記した。なお、裁判官の職名を記すときの「濱田縣」はそのままと記した。難読の地名、例えば、「邑智郡」は、本文下部に「おち郡」と読みを記した。なお、読みは「角川日本地名大辞典 32 島根県（角川書店 昭和五四年）に拠った。

当事者や代人の住所・氏名については、特定を避けるため、□□で替え、氏は、適宜、アルファベットで置き換えた。公職に

在る者、裁判官および代言人の氏名はそのまま記した。

1 本書は、判決原本と考えてよいと思われ、全部で一二件の判決案を収載している。各事件の冒頭に、担当判事などの印鑑がある。判読に努めたが、一部の印鑑は不鮮明のため判読困難ないし判読不能であった。その場合、「不明」と記した。

2 事件番号は、朱書きで一行中に二行で記されている。本稿でも行間を詰めた。

3 当事者の氏名の表示に際し、例えば、「平民」、「農」など自身を示す文字の前後に半角を空けた。

4 太政官布告の引用は、国立国会図書館デジタル化資料より『法令全書』の該当箇所をダウンロードした。

〔個別事件の注〕

(注1) 明治五年太政官布告第三二七号は、以下のように規定している(表記は、一部常用漢字に改めた。以下同じ)。

○第三百十七号(十月二十二日)(布)『法令全書 明治五年』二一六頁

平民相互ノ金穀貸借慶應三年丁卯十二月晦日以前二係ル者ハ一般裁判ニ及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事

とあり、欄外上部に「六年太政官第九号参看」の注記が附されている。

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

因みに、同六年太政官布告第九号は、以下のように規定している。

○第九号(一月十三日)(布)『法令全書 明治六年』一一頁

作壬申歲第三百十七号平民相互金穀貸借慶應二年丁卯十二月晦日以前二係ル者一切不及裁判旨及布告候處動産(金穀衣類家什等)搬送スヘキ物ヲ云フ)不動産(土地家屋等)搬送スヘカラサル物ヲ云フ)ヲ質物ニ取分候ハ右期日以前二係ルト雖モ取上及裁判候條此旨相違候事(カッコ内は割注)

とある。欄外上部に「七年第七十六号布告参看」の注記が附されており、以下のように規定している。

○第七十六号(七月十四日)輪郭附『法令全書 明治七年』六八頁

明治六年一月第十八号布告地所質入書入規則左之通増補候條此旨布告候事

地所質入書入規則増補

第十六条

一従前取結ヒタル質入書入ノ約定ニテ明治六年七月三十一日前二期限ヲ過去リタル分ニテ債主ニ於テ貸金返済方ニ付延期ノ勘弁ヲ加フル者ハ来十月三十一日迄ニ其地所所管ノ戸長役場へ届出地所質入書入規則第九條ニ準シ奥書割印ヲ受クヘシ若シ右日限内奥書割印ヲ受ケスシテ後日其証書ヲ以テ訴訟ニ及フ時ハ質入書入ノ証拠ニハ相立サルニ付裁判上糶質分配ノ時ハ先取ノ權利ヲ失ヒ質入書入ナキ貸借同様ノ処分ニ及フヘキ事

(注2)「羽書」至急を示すために、鳥羽をつけたる概文(簡野道明『増補

八九二(三八八)

字源」角川書店

(注3) 「官民有区分」とは、明治初年の地租改正実施過程において、入会

地である山林原野を官有地と民有地とに大別した政策。一八七四年(明治七)の地所名称区別改正、七六年の本局出張官員心得書などに

より、多くの入会地の官有地化が強行された。この官林編入政策は、後に入会利用の制限・否定などが表面化するにおよんで、裁判闘争など民衆の抵抗をよびおこした。日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』山川出版社一九九七年による。

四 松江始審裁判所濱田支廳『明治九年 訴訟審判録』事件表

| 番号 | 事件番号 (受付日) | 結局年月日 | 事件名 | 判事 | 判事補 | 備考 |
|----|---------------|---------------------|--------------------------|-----------------|----------------------------------|----|
| 1 | 明治八年 二五六号 | 明治九年 一月一二日 却下 | 地所売渡取扱不服申立 | 佐藤 信寛 (五等判事) | 高島 士駿 (県大属) 石田 速夫 (県史生) | |
| 2 | 明治八年 三三九号 | 明治九年 二月 二日 | 頼母子返掛金淹滞に基 づく書入地所引渡請求 | 佐藤 信寛 (五等判事) | 高島 士駿 (県大属) 石田 速夫 (県史生) | |
| 3 | 明治八年 三二三号 | 明治九年 二月 七日 | 貸金淹滞催促の訴え | 佐藤 信寛 (五等判事) | 高島 士駿 (県大属) 田坂 退藏 (県少属) | |

(注4) 『法令全書 明治九年』太政官布告第五十三号(四月十八日 輪郭

附)は、「足柄縣始左ノ通廢合並管轄替被仰付候條此旨布告候事」として、

「足柄縣ヲ廢シ伊豆國ハ静岡縣ヘ相模國ハ神奈川縣ヘ合併」と定めるほか、

「濱田縣ヲ廢シ島根縣ヘ合併」を布告している。因みに、この布告に
より、「北條縣ヲ廢シ岡山縣ヘ合併同縣管轄備後國ヲ廣島縣ヘ合併」と定め、全部で一〇項目にわたって縣の廢合及び管轄替えを定めている。

| | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| 明治九年 一二二五号 | 明治九年 一一〇六号 | 明治九年 一一二九号 | 明治九年 六六号 | 明治九年 九五号 | 明治九年 五五号 | 明治九年 三九号 |
| 明治九年 四月二〇日 | 明治九年 四月八日 | 明治九年 三月二五日 | 明治九年 三月二二日 | 明治九年 三月九日 | 明治九年 三月八日 | 明治九年 二月一四日 |
| 土地境界確立の訴 | 貸金出入之訴 | 預ケ銃引渡催促 | 入会山論地差纏 | 預ケ米引渡し | 預ケ金返還 | 定約遺棄の出入 |
| 高島 士駿 (七等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) 渡邊 積 (六等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) 渡邊 積 (六等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) | 佐藤 信寛 (五等判事) |
| 山縣 眞幸 (四級判事補) 井川 精一 | 山縣 眞幸 (四級判事補) 井川 精一 (県史生) | 山縣 眞幸 (四級判事補) 石田 速夫 (県史生) | 山縣 眞幸 (県中属) 井川 精一 (十五等出仕) | 山縣 眞幸 (県中属) 石田 速夫 (県史生) | 山縣 眞幸 (県中属) 石田 速夫 (県史生) | 高島 士駿 (県大属) 井川 精一 (十五等出仕) |
| | | | | | | |

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

八九〇(三八六)

| | | | | | | |
|----|--------------|---------------|--------|----------------|-----------------------------------|--|
| 11 | 明治九年 四七号 | 明治九年 四月二五日 | 預ヶ銃差纏 | 高島士駿 (七等判事) | 山縣真幸 (四級判事補) 井川精一 (県史生) | |
| 12 | 明治九年 二四七号 | 明治九年 四月二八日 | 地所境界出入 | 高島士駿 (七等判事) | 山縣真幸 (四級判事補) 石田速夫 (県元史生) | |

四 明治初年代の浜田県と民事裁判 加藤 高

一 浜田県は現在の島根県の西半分、石見国一円を管轄し、明治三(一八七〇)年から同九(一八七六)年四月まで存在していた。県庁所在地は浜田(現在の島根県浜田市)、近世以降、石見国は大分すると、東部の地は、俗に(大森 石見銀山料として江戸幕府の直轄領となり、大森に幕府より派遣された代官がこれを支配した。残る石見の中部地方は浜田藩が支配し、石見西部は、津和野藩が支配していた。^(注1)この石見国に幕末頃から激変が起こったことを浜田県の前史として触れておくのも多少意味があると思われる。何故ならば、たとえば浜田県士族とされている人の多くは、津和野藩士出身であり、元浜田藩士の名が見えない、というような疑問

が生じたからであるが(代わりに山口県士族(元山口藩士出身)が浜田県職員録に見いだされる)これらの点については取りあえず『新修島根県史・通史篇2・近代』中の第一章・明治維新と島根県を参考にして頂くなら理解されよう。ごく簡単に述べておくと、幕末いわゆる第二次長州戦争の結果、「石州口」の戦いにおいて、慶応二(一八六六)年五月以降、長州軍が幕府諸藩連合軍を敗退せしめ(いわゆる四境戦争と呼ばれる。石州口、大島口、芸州口、小倉口の四境において長州軍が幕府諸藩連合軍を退けた)、当時の浜田藩々主松平右近将監武聡(徳川斉昭一〇男・徳川慶喜(第十五代将軍)の弟『藩史大字典 第六卷 中国・四国編』雄山閣出版 平成二年)も戦わずして松江藩へ向けて退城、後刻これを知った藩兵も城内に火をつけ、大半が藩主の後を追って退城^(注2)した。浜田藩落城を知った隣接の大森銀山料の代官も戦わず退散、その

後長州軍が占領し、そのまま明治二（一八六九）年まで軍政が布かれることになった。

以下では繁を避け、簡単に法令などを通して浜田県成立を見ておきたい。

まず明治二（一八六九）年八月二日、隠岐県を廃し大森県を置く（隠岐県は同二年二月晦日に設置されたばかりであった（復刻版『法令全書 明治二年第二巻』（第三二八）一〇八頁、以下、引用の『法令全書』は復刻版による）。そして大森県は隠岐県を管轄し、大森元代官所をもって県庁とする。その上でそれまで長州軍の軍政下に置かれていた山口藩預り地石見国地所は、同年八月二日政府に奉還され、改めて大森県の管轄となった（『法令全書 明治二年第二巻』（第七〇二）八月二日三九二頁ほか）。しかし行政上の便宜からか間もなく大森県はその県庁を浜田表に移し、改めて浜田県と称すべきこととなった（明治三年正月九日）^{（注3）}。

このように明治四年廃藩置県の前、すでに浜田県は成立していた。付言すれば、同じく同四年五月、津和野藩知事亀井茲監から政府に建言書が提出され、その中で藩知事の職務を辞任し^{（注4）}、あわせて藩を廃すべきことを願ひ出ており、これを受けて同藩権大参事三名も連署して、藩主と同じく職務辞退を申し入れている。その中に後の浜田県権大参事渡邊積の名が入っている^{（注5）}。そして同

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

藩々主らの辞退は政府の容れるところとなり、同四年七月廃藩置県の少し前、同年六月二十五日、津和野藩廃止、その支配地を浜田県に管轄せしめ、同藩士族卒とも浜田県貫属とされることになった^{（注6）}。このように漸く浜田県は石見国全部を管轄することになったのであるが、やがて明治九（一八七六）年四月十八日、太政官布告第五三号により、足柄原外九県廃合並二管轄替が命ぜられ、その中に浜田県を廃し、島根県へ合併^{（注7）}（この時、北条県も同日廃止、岡山県へ合併）が明記されていた^{（注7）}。以上のような推移を辿り、浜田県は、明治初年代、短命の裡に廃県となり、島根県に合併されて現在に至っている。したがって、浜田県については多くの文献資料が残されていると思われるが、筆者が往年に亘り調査した限りでは、大部分が行政資料であり、島根県庁ほか県内の公共図書館、とくに浜田市立（中央）図書館の郷土資料室などに所蔵されていた。そして明治初年、とくに明治九年頃の行政資料については、取りあえず『明治九年濱田縣一覽概表』の形でマイクロフィルムとして保存されているものに接し得た^{（注8）}。司法（裁判）資（史）料に関しては、郷土誌などでほとんど断片的に散見し得たに過ぎない。今ここでは前記明治九（一八七六）年当時の濱田県内の実情を、ほんの一端を摘記することで、本資料（裁判史料）紹介の内容理解に資すればと願っている（なお、その際マイクロフィルム版の明治九年『明治九年濱田縣一覽概表』閲覧に際し、ご協力の労を惜しみなく割いて頂いた方々、島根県立図書館およ

八八八（三八四）

び広島修道大学図書館閲覧係等関係各位には心から謝意を表しておきたい。

二

まず『明治九年濱田縣一覽概表』（以下では当用漢字に文中を改めた（筆者）とあるが、注意書が施されており、それには「表中調査ノ年月日同ジカラザルヲ以テ毎條上ニ之ヲ掲グ」と記されている。以下では、順次参考になると思われる郡町村数の紹介から始める。国として「石見国一円」、県庁の位置は「那賀郡浅井村浜田」である。里程は「東京三六七里十一丁余、広島二六里十七丁、山口二九里九丁、島根（当時は隣県）三五里十七丁」と記している。郡数は六郡、当時大区小区制が布かれており、町村数を挙げたものを含め、「区画」と題していた。小括すると、○第一大区那賀郡一七小区に分かれ、町数九、村数一三三〇、○第二大区邑智郡一六小区、村数一〇五、○第三大区安濃郡瀬摩郡一一小区、町数四、村数六〇、○第四大区美濃郡一三小区、村数一一五、○第五大区鹿足郡一〇小区、村数六六、総計小区六七、町数一三、村数四七八を算える。「旧管」は石数で示している。「大森（石見銀山領か）四万九一一石余（以下略）」、浜田五万五九七〇石余、津和野七万五一六二石余、社寺領一八八石余、総計一八万二二三六石余とある。

つぎに、当時の浜田県内の人口であるが、およそ士族・僧・旧神官・平民という区分に基づき、更にこれを戸主・家族に分け、それぞれ男女に分けた分類の結果、士族合計五一七人・僧二七四人、旧神官一二八三人、尼九二人、平民二五万九二一六人、当時の人員総計二六万八四五五人と算定されている。平民が大多数を占めていることは容易に理解されよう。これに対して県職員は令以下給仕、警察関係、さらに区戸長を合わせても少く、学校関係の教員数も加えても、現在と比べて極めて少い。試みに令以下十五等出仕全体で総数六十九名に過ぎず、これに等外一等乃至四等合計四九名、一等雇乃至四等雇合計十五名など旧藩時代の藩職員数と対比すると興味深い数値が出てくるのではないかと思われる。以上、ここで取りあげるには煩雑に過ぎると思われるので他の訟獄の項目等は省略したい。

その他明治九年四月十八日で浜田県廃県の報が太政官布告で達せられることになるが、廃県直前の二月段階における浜田県の司法状況を示す同県布達が見られるので、併せて参考^{（注）}に供しておく。実はここで紹介しようとしている明治四年から同八年、そして同九年の浜田県聴訟課および浜田県裁判所の『訴訟審判録』という特異な民事判決言渡書綴が出た背景となる当時の司法状況はきわめて流動的であり、行政改革、司法改革が進行中であつた。明治初年の司法状況の詳細は、『司法沿革誌』（司法省編纂 昭和一二年

刊)等に譲るとして、簡潔に明治八年以降同九年の司法状況を略述する。

明治九(一八七六)年九月二三日に従来の府県裁判所△各府県二一ノ裁判所ヲ置キ一切ノ民事刑事懲役以下ヲ審判スる旨の規定は廃止された。それは民事については全面的な第一審裁判権を有したが、刑事については、死罪に関する裁判権が無かった。

また、前年の明治八年十二月二十八日以降、府県(地方)裁判所には裁判支庁を置くことができ、民事は金額百円以下)の事件を処理する権限を与えるなどとされた。また府県(地方)裁判所において、当初は、「別ニ裁判所ヲ置サルノ県ハ地方官判事ヲ兼任ス」とされ、司法と行政混合の現象が残っていた(浜田県の事例)が、これは漸く明治一〇年二月一九日、地方官の判事兼任が認められないこととなった結果、行政官による裁判が跡を断つことになった。この点についてこれ以上多くの冗言は不要であり、ただ取りあえず筆者の手許にある文献から一冊を提示して筆を止めておきたい。

(注1) この点につき、矢野達雄(研究会代表・加藤高・紺谷浩司「明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(一)」修道法学第三六巻第一号一一八頁(注9)を参照。

(注2) 浜田城落城後、松江藩に一時身を寄せていた元浜田藩主と藩兵たち、藩主主従のその後の消息はどうなったのか。蛇足ながら多少触れてお

明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(二・完)

く。周知のようにその後明治二(一八六九)年正月二四日長薩肥土四藩の藩主が、まず版籍奉還を建議し、政府がこれを聴許したのが始まりで(『法令全書 明治二年第二巻』明治二年正月二十四日(第七十五)四二頁および同書同二年六月十七日(第五四三)一一二頁、あわせて同日、版籍奉還を申し出なかった全国諸藩にも奉還を命じた(前書同二年六月十七日同巻(第五四四)一一二頁)。

その結果、六月十七日より二十五日に至り、そして六月二十九日より翌三年八月三日に至り、総計二百七十四藩に及ぶなどの奉還がなされている。実は、六月十七日以降二十五日奉還の中に「鶴田(たずた)藩(旧石見濱田)美作(草高)六万十石(現石)二万六百六十石(家禄二千六百六十石藩知事松平武聡石近将監)」「(法令全書 明治二年)第二巻二八頁)が名を連ねていた。同藩はその後明治四年七月廢藩置県において、新設の北条県(県庁は現在の岡山県津山市に所在)に隣接諸藩と共に廢統合されている(最近、北条県について、岡山県記録資料館から『岡山県史料六(北条県史・上)』が平成二三年三月公刊、『岡山県史料七(北条県史・下)』が平成二四年三月公刊され、当時の事情をよく伝える重みのある資料が公示されたことは大変悦ばしい。

(注3) この点につき、拙稿「明治四(一八七一)年浜田県の海浜境」「論地裁許」についての法社会学的試論(二)「未完『修道法学』第一四巻第二号(平成四(一九九二)年三月)三四〇頁以下および(注11)参照。

八八六(三八二)

(注4) 前掲(注2)に引用した版籍奉還を願い出でいなかった大多數の諸藩の中に津和野藩も含まれていたことを摘記しておく。「津和野藩・石見(草高) 四万三千石(現石) 三万七百五十三石(家禄) 三千七十五石。藩知事亀井茲監中将」(『法令全書 明治二年第二卷』二二八頁)

(注5) 渡邊積の略歴については『修道法学』第三六卷第一号(二〇一三年九月三〇日発行)の本資料(一)の中で「担当裁判官の略歴」の項参照。全上三八六頁参照。

(注6) 明治四年太政官日誌「第四十一号—自六月廿五日至廿九日—」(復刻版) 石井良助編『太政官日誌第五卷』二四九頁以下参照(東京堂昭和五六年三月刊)。『法令全書 明治四年』一六二頁参照。

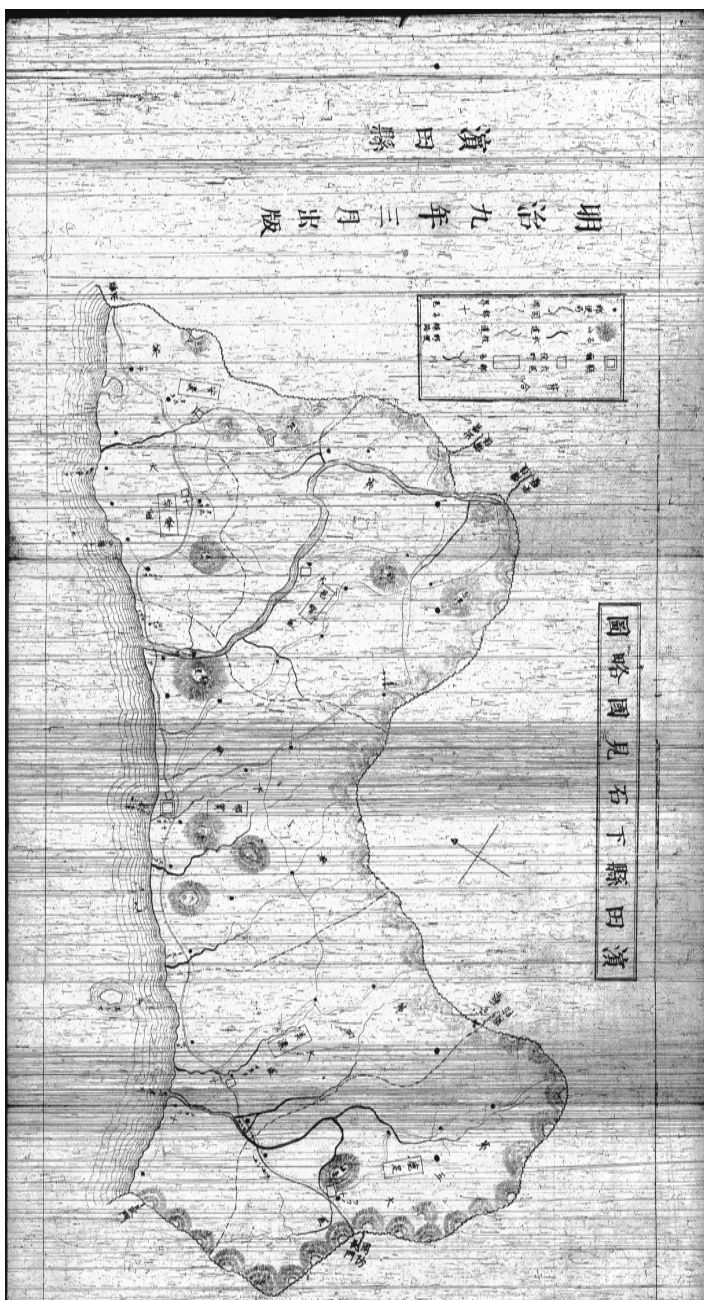
(注7) 『法令全書 明治九年』太政官布告第五三三三頁(昭和四九年)とあり、つぎに「濱田縣一覽概表」とある。県庁の位置から始まり、段別・地価等・職員・租税・出納・学事・訟獄等に及び、物産・山川

湖沼・駅路等に至り、末尾は浜田県下石見国略図で終わる。詳細な数値に満ちており、末尾は「明治九年三月出版 浜田県」と記すに止まる。

(注9) かなり以前、一九八一年初め調査で鳥根県大田市立図書館が所蔵していた行政文書を当時の図書館員の方々の「厚意で複写の便宜を図って頂いたことがある。白表紙に墨で手書きされた「自明治九年至同十二年 裁判警察御布令」という題目で、その内容は明治九年四

月頃の浜田県を一部分含む、全十二年代まで主として警察関係の布達が多くを占めるが、その中に民事裁判関係の布達が散見された。とくに、明治九年二月廿五日・浜田県令佐藤信寛の名で、第四十三号同県布達が見出された。その内容はつぎの如くである。「当県聴訟課改テ浜田県裁判所ト稱シ左ノ課掛ヲ設置候条此旨布達候事」とあり、民事課・刑事課・庶務掛の設置を公布したものであった。この点に関連して、すでに司法省の指令に方針転換が見られ、明治八年十二月県治条例廃止(聴訟課名廃止)後、依然として裁判所無き諸県地方官の判事兼任の実情に対する、裁判取扱い上の裁判所名の問題で、ついに司法省から裁判所無き諸県伺いに對して某県裁判所との公称を容認した指令を出して問題を一時的に糊塗した点を指摘したものととして、拙稿「司法官任用制の一断面—明治十年広島裁判所の場合—」『修道法学』第三三卷第二号二二六頁以下参照。

(注10) 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』お茶の水書房一九九三年二月刊



明治初年代、浜田県庁の民事裁判について（二・完）

八八四（三八〇）

〔執筆者紹介〕

広島修道大学法学部教授

矢野 達雄

広島修道大学名誉教授

加藤 高

広島大学名誉教授

紺谷 浩司

本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究(C)「日本近代法のゆらぎ―土地・家族・村の実証的研究―」(二〇一三―二〇一五年、代表 矢野達雄)による研究成果の一部である。本研究の助成に対し深甚の謝意を表す。

追記 原稿提出後、濱田縣聴訟課時代の裁判関係官と推測される者のうち、その後の調査により判明した三名につき略歴を記しておく。

〔訴訟審判録〕〔民第壹号〕(二・完)中の資料読下し番号【一七】【二二】その他の内の押印者)

一、闊↓菅澤潤 十五等出仕

明治八年一月十七日 断獄掛専務聴訟課兼務

明治八年九月十三日 任濱田縣史生

明治九年一月五日 任濱田縣權少属

同九年四月 廢濱田縣併島根縣

一、澄川熊一 濱田縣士族 弘化元(一八四四)年正月元日生

明治八年六月廿五日 補濱田縣十五等出仕・聴訟課断獄掛専務

同八年十一月十五日 聴訟課断獄掛専務差免 庶務課警察掛専務

同八年十二月廿二日 庶務課差免・警保課申付

同九年二月十七日 任濱田縣七等警部

同九年四月 廢濱田縣併島根縣

一、頼輔↓頼軌^の上領頼軌 山口県士族 文政九(一八二六)年七月十四日生

明治五年正月十九日 濱田縣十三等出仕 同日庶務課申付

同年二月十六日 任同縣少属

同年五月十四日 聴訟課申付

同七年四月十四日 任同縣中属

同年八月十二日 司法省事務見習トシテ東上申付

同八年一月十七日 断獄掛専務申付

同八年十二月廿八日 任同縣二等警部

同九年三月三日 任同縣中属兼二等警部

同年四月 廢同縣併島根縣 (2014/2/9 文責 加藤高)